

中之条町地域福祉計画 中之条町地域福祉活動計画

【第2期】

令和2年3月

中之条町

社会福祉法人 中之条町社会福祉協議会

はじめに



近年の地域社会を取り巻く環境は、地方での人口減少、少子高齢化や核家族化の進展、生活様式の多様化により、地域での連帯や相互扶助などの意識が希薄化し、高齢者や障がいのある方への支援や雇用、児童虐待や生活困窮者対策など、様々な課題が生じています。

このような課題に対し、国は「我が事・丸ごと」の地域共生社会づくりを推進しており、町においても従来型の福祉サービスに加え、住民、事業所、行政との協働による取り組みや地域ぐるみでの助け合い・支え合いによる環境づくりと、住民を主体とした地域福祉の推進や包括的な支援体制整備に努めることが必要とされています。

その仕組みづくりのため、町では「地域社会創成のまち」を基本理念として、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係機関・団体、福祉サービス事業者等、地域に関わるさまざまな担い手が連携し、協力することにより、子どもからお年寄りまで、すべての町民が幸福になるために地域社会創成によるまちづくりを進めてまいります。

本地域福祉計画は第2期の計画であり、基本理念とこれまでの計画の方向性を継承しつつ、地域の皆さんが主体となり、行政や社会福祉協議会、関係する機関等と協働しながら、地域福祉づくりを推進するための基本的な方向を示しています。

町民の皆様、関係団体の皆様には、本計画の趣旨、理念をご理解いただき、助け合い・支え合いの地域福祉の推進にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定に向けてご審議をいただきました地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの町民の皆様や関係機関の皆様に深く感謝し、心からお礼申し上げます。

令和2年3月

中之条町長 伊能正夫

はじめに



急速な少子高齢化の進行や人口減少、個人の価値観や生活様式の多様化などにより、助け合いや支え合いといった地域住民のつながりが希薄化するとともに、近年多発する災害への備えや社会的孤立等地域の課題は複雑かつ多様化しております。

このような状況の中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めるためには、町民一人ひとりが地域福祉などの課題に関心を持ち、これらの課題に対応できる体制をつくることが重要であると考えております。

平成27年度に策定した第1期地域福祉活動計画の成果や課題を検証し、引き続き「支え合いによる地域づくり」を活動方針とした第2期地域福祉活動計画を策定いたしました。

この計画は、生活支援体制整備事業や成年後見制度等の利用促進、災害時に助け合える体制整備やネットワークの構築等、令和2年度から5年間に取り組むべき活動内容となっています。今後の計画実現に向け、町民の皆様や関係機関・団体の皆様と連携を取りながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご支援ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見と多大なご協力を賜りました策定委員の皆様、町民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

社会福祉法人
中之条町社会福祉協議会
会長 樋田 信自

目 次

I. 地域福祉計画

第1章 計画策定にあたって	
1-1 計画の趣旨	1
1-2 根拠法令	1
1-3 計画期間	2
1-4 関連計画との関係	3
1-5 計画の進捗管理	3
第2章 地域福祉の基本理念	
2-1 基本理念	4
2-2 基本目標と基本計画	5
2-3 施策体系	6
第3章 基本計画	
3-1 基本計画	7
3-2 今後の取り組み	10

II. 地域福祉活動計画

第4章 地域福祉活動計画	
4-1 地域福祉活動計画の位置づけ	15
4-2 社会福祉協議会における活動方針	16
4-3 社会福祉協議会における事業	18
4-4 施策体系	24
第5章 計画推進体制	
5-1 推進体制	25
5-2 進捗状況の把握及び評価	27

III. 資料

資料1 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	28
資料2 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿	30
資料3 令和元年度中之条町町民意識調査結果（抜粋）	31
資料4 現況分析	47
資料5 課題整理	54

I . 地域福祉計画



第1章 地域福祉計画について

1-1 計画の趣旨

近年の少子高齢化の進展、核家族化、生活様式の多様化により、地域社会から連帯や相互扶助などの意識が希薄化しており、行政による福祉サービスだけでは住民ニーズに応えることが難しい状況です。

そのような中で、国は平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、様々な問題、課題について、行政も住民も「我が事」としてとらえ、お互いを思いやることで「丸ごと」受け止めて解決をしていく「地域共生社会」の実現を目指すこととなりました。

当町においても、町民、事業所、行政の協働による取り組みや、地域ぐるみでの助け合い・支え合いによる環境づくりが求められており、町民を主体とした地域福祉の推進と地域力の強化が必要です。

本計画は第2期の計画となり、法律や制度の改正や当町の総合計画第6次構想に則し、行政計画として住民の健康や高齢者、障がい者、児童等に関する地域福祉の推進と、更なる地域共生社会の実現に向けた取り組みのあり方を示すもので地域における課題や社会資源の状況、地域福祉推進の理念などの共有化や、町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の支援策などを盛り込んで作成するものです。

1-2 根拠法令

本計画の根拠法令は、「社会福祉法」第107条です。

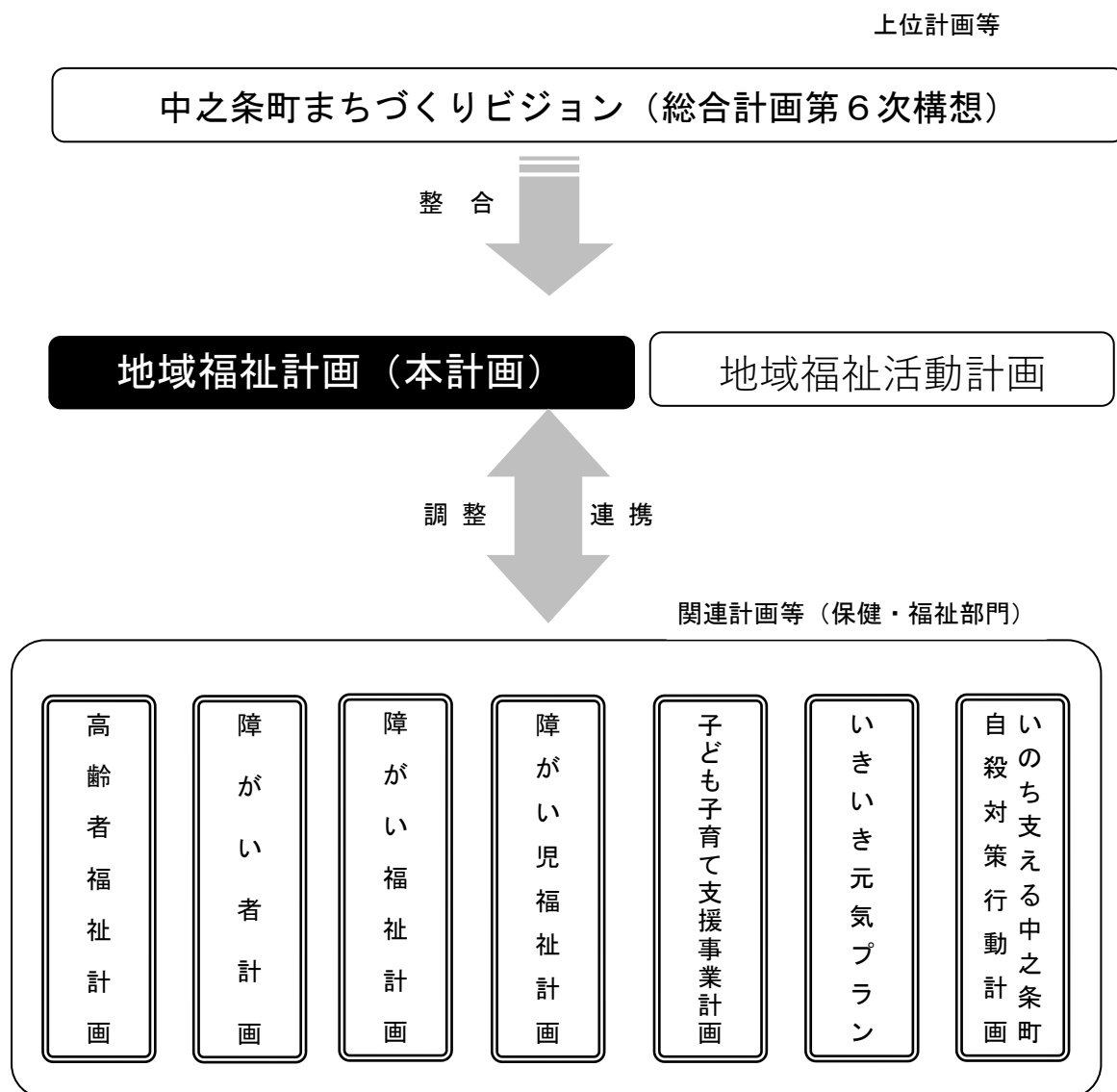
また、この計画は、平成30年に施行された社会福祉法の改正により、福祉の各分野における共通事項の上位計画として位置付けられました。

1-3 計画期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度の5年間です。

年 度 各種計画	平成 27 年度 (2016)	28 (2016)	29 (2016)	平成 30 年度 (2019)	令和 1 年度 (2020)	2 (2021)	3 (2022)	4 (2023)	5 (2024)	6 (2025)	
総合計画	第5次	中之条町まちづくりビジョン（第6次構想）〔～令和7年度〕									
地域福祉計画 地域福祉活動計画	第 1 期					令和2年度から〔5年間〕					
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第 6 期			第 7 期			第 8 期				
障がい者計画	第 2 期	第 3 期					第 4 期〔～令和8年度〕				
障がい福祉計画	第 4 期			第 5 期			第 6 期				
障がい児福祉計画				第 1 期			第 2 期				
子ども子育て 支援事業計画	第 1 期					令和2年度から〔5年間〕					
いきいき元気 プラン	第 2 期										
いのち支える 中之条町自殺 対策行動計画					第 1 期						
総合戦略	第 1 期					第 2 期					

1－4 関連計画との関係



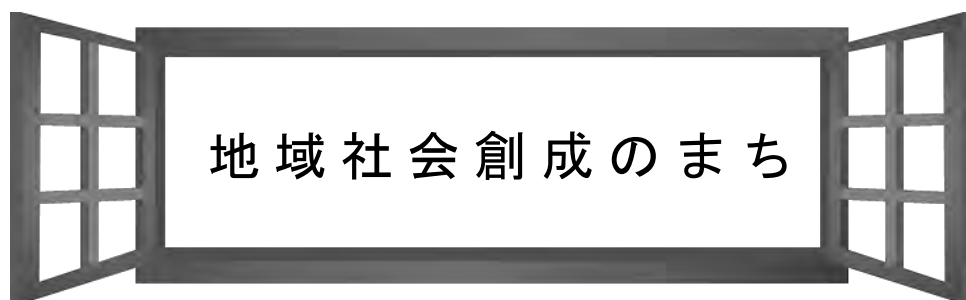
本計画及び関連計画については、町政運営の基本方針の「中之条町まちづくりビジョン（総合計画第6次構想）」により、関連する高齢者、障がい者、児童、健康増進等の各個別計画との連携を図ります。

1－5 計画の進捗の管理

計画の進捗管理にあたっては、計画の実現に向けて進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

第2章 地域福祉計画の基本理念

2-1 基本理念



地域の中で活動するボランティア、生活支援協議体、NPO、関係機関・団体、福祉サービス事業者等、地域に関わるさまざまな担い手が連携や協力することにより、子どもからお年寄りまで、すべての町民が健康で幸福になるために地域社会創成によるまちづくりを目指します。

基本目標 1

ふるさとを誇りに思う心づくり

ふるさとの文化、歴史、自然、年中行事等について知り、郷土を誇りに思う心を育てます。

- 1 ふるさと教育の実施
- 2 生涯学習の推進
- 3 広報等による啓発活動

基本目標 2

自らの参加と地域との連携

多様なボランティア・地域活動の支援と育成を図ります。

- 1 地域の見守り体制の強化
- 2 住民相互の交流活動の支援・推進
- 3 生活支援協議体やボランティア活動の支援
- 4 参加機会を増やすための情報提供
- 5 就業の斡旋等の支援

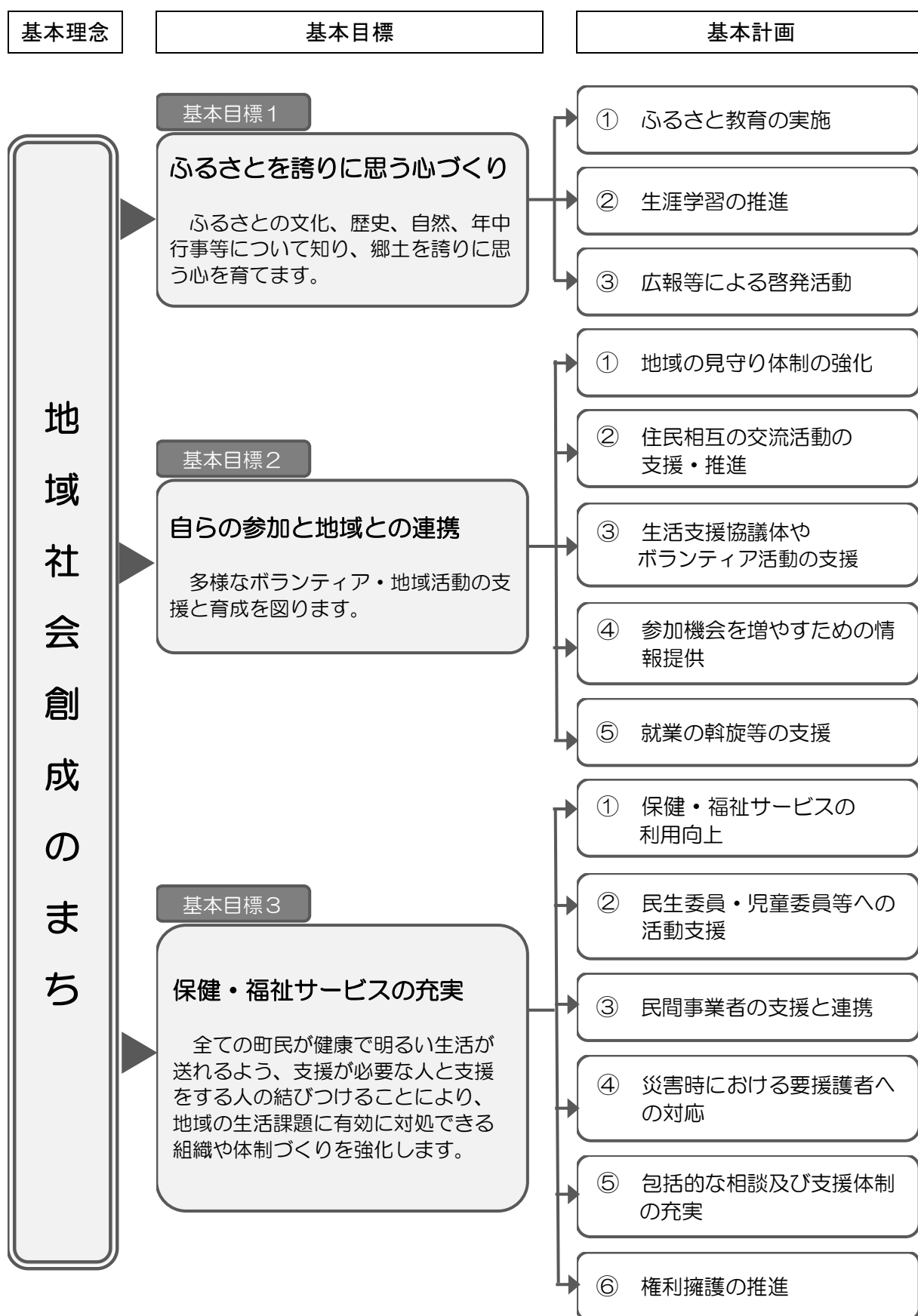
基本目標 3

保健・福祉サービスの充実

全ての町民が健康で明るい生活が送れるよう、支援が必要な人と支援をする人を結びつけることにより、地域の生活課題に有効に対処できる組織や体制づくりを強化します。

- 1 保健・福祉サービスの利用向上
- 2 民生委員・児童委員等への活動支援
- 3 民間事業者の支援と連携
- 4 災害時における要援護者への対応
- 5 包括的な相談及び支援体制の充実
- 6 権利擁護の推進

2-3 施策体系



第3章 基本計画

3-1 基本計画

前節で示した3つの基本目標に位置づけられた基本計画について概説します。

基本目標 1

ふるさとを誇りに思う心づくり

1

ふるさと教育の実施

文化・歴史・自然・行事などの総合学習によるふるさと教育を実施します。

中之条町を誇りに思う心を養うことで、お互いを愛しむ気持ちを育て、福祉事業への積極的な参加を促します。

2

生涯学習の推進

町民の学習機会を拡大するために、地区公民館等を活用した講座の開講や自主研修等の助成に努めます。

町民のニーズにあったカリキュラムを検討し、生きがいを高め個人の自立と社会参加の推進を図ります。

3

広報等による啓発活動

生活支援協議体などの地域福祉を推進する活動や、ボランティア活動への参加を推進するため、広く情報提供を行います。

地域福祉計画概要を町ホームページや広報等により計画を周知し、ボランティアの募集、イベントへの参加募集などについても継続的な周知に努めます。

1 地域の見守り体制の強化

地域の民生委員・児童委員をはじめ、保健・福祉活動を行っている方や団体などと協力して、地域の見守りを推進するための組織づくりに支援を行います。

2 住民相互の交流活動の支援・推進

地域住民が日頃の地域活動を行う上で、気軽に集まり、活動しやすい環境づくりの整備推進に努めます。

地域のコミュニティ活動に対する支援を行うとともに、地域住民と各種団体、各団体が交流・連携できるための体制整備を図ります。

3 生活支援協議体やボランティア活動の支援

地域における生活支援協議体やボランティア活動の担い手を発掘・確保します。

また、ボランティアコーディネーターの育成や関係機関の連携強化を図り、ボランティア活動の支援を行います。

4 参加機会を増やすための情報提供

地域の行事や町のイベント、ボランティア活動などの情報提供を、タイムリーに、適切な方法で発信することに努めます。

また、インターネットや電子メール等の活用を推進します。

5 就業の斡旋等の支援

身近な地域で経験や能力を生かし、社会参加できる場と機会を確保するために、就労情報の収集・提供や高齢者の起業の支援等、就業機会の拡大を図ります。

基本目標 3

保健・福祉サービスの充実

1 保健・福祉サービスの利用向上

必要なサービスを利用することができるよう、各計画に基づく需要量と供給量のバランスを調整しながら必要量の確保に努めます。
また、社会の変化に伴い変化する住民ニーズについて検討し、保健・福祉サービスの利用向上に努めます。

2 民生委員・児童委員等への活動支援

多くの課題や家庭全体の問題を抱えるなど、民生委員・児童委員等の活動は複雑多岐に及んでいます。早期発見と予防策の協議など、連携と支援を積極的に行います。

3 民間事業者の支援と連携

住民のニーズに応じたサービスが利用できるよう、サービス基盤の整備を図るとともに、民間事業者や各種団体への支援とサービス提供者の育成に努めます。サービスの質の確保をするために事業者を支援します。

4 災害時における要支援者への対応

安心安全な生活を実現するため、関係機関・地域住民などとの連携による体制を確立するよう努めます。要支援者については、生活状況等にに応じた防災・安全対策が講じられるよう、災害時の支援に努めます。

5 包括的な相談及び支援体制の充実

身近に相談ができ、あるいは次につなげてくれる拠点を含めた包括的な相談支援体制の確立が求められています。生活困窮者など、相談内容により緊急の対応が必要な場合などに、専門機関につなげることができる相談や支援体制の重層化を整備します。

6 権利擁護の推進

福祉サービスを必要とする方が自らの意志と判断に基づき適切なサービスが利用できるよう、制度や事業に関する情報提供や啓発を行うとともに、サービス利用者の権利を擁護するための制度の利用を促進します。

3-2 今後の取り組み

3つの基本目標毎に位置づけられた基本計画について、今後の取り組みを示します。

基本目標 1

ふるさとを誇りに思う心づくり

1

ふるさと教育の実施

- ・世代間の交流を図るため、高齢者の経験を生かし、文化・歴史・行事等を伝承する活動を支援する。
- ・ふるさとの文化、歴史、自然など学習の機会の提供に務め、地域住民の相互の交流を図る。

2

生涯学習の推進

- ・公民館事業や中之条大学等との連携を深め、様々な福祉教育を充実させる。
- ・町民の学習機会の充実に向け、講座・教室等の活動を支援する。

3

広報等による啓発活動

- ・計画の周知を図るため、概要版の広報掲載やホームページ掲載を行う。
- ・広報等を活用し、高齢者福祉、障がい者福祉、子ども等に関する様々な情報を継続的かつ繰り返し行う。
- ・ホームページを活用し、広報と同様の情報提供を行うとともに情報をストックし、恒常的に提供する。

1 地域の見守り体制の強化

- ・地域を見守るために重要な役割を担う民生委員・児童委員等への活動の支援を行う。
- ・独居老人を見守るため、民生委員・児童委員等による「ひとり暮らし老人に一声かける運動」等見守り活動を支援する。
- ・子どもを見守るため、児童の通学の見守り・声かけ活動をしている関係団体に対して支援を行う。
- ・障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、関係機関等に対する支援を行う。
- ・福祉は様々な分野が存在するだけでなく問題も複雑なため、ワンストップを意識した連携強化型の包括的相談体制の構築に努める。
- ・誰もがそのニーズに合った支援を受けられるよう、地域共生社会の実現に向けた協働体制の確立を推進するとともに、自助、互助、共助、公助による包括的支援を行う。

2 住民相互の交流活動の支援・推進

- ・地域を支える行政区や班の地域活動を支援・推進する。
- ・交流活動の場について、快適で安全な環境を確保するための支援を行う。

3 生活支援協議体やボランティア活動への支援

- ・地域での生活協議体の活動について助言等を行うとともに、積極的な支援を行う。
- ・ボランティアの活動に関する相談窓口の充実と強化を図り、情報提供を支援する。
- ・ボランティアの養成を推進するとともに、各種団体と連携し育成のための支援をする。

4

参加機会を増やすための情報提供

- | |
|---|
| • 老人クラブ、障がい者団体、民生委員・児童委員、区長、婦人会、福祉関係事業者などとの情報交換を行い、各種団体との連携を図る。 |
| • 広報を活用し、様々な情報を継続的かつ繰り返し行う。 |
| • ホームページを活用し、広報と同様の情報提供を行うとともに情報をストックし、恒常的に提供する。 |

5

就業の斡旋等の支援

- | |
|---|
| • 高齢者の就業について、中之条町シルバー人材センター等と連携する。 |
| • 障がい者の雇用を促進するため、民間事業者等に啓発を行う。 |
| • 高齢者、障がい者、母子父子家庭等に対する就業の斡旋について、ハローワーク等と連携する。 |

1

保健・福祉サービスの利用向上

- ・介護保険制度に基づき、地域のニーズやサービス見込み量に応じた適切なサービスを提供する。
- ・生活支援の充実のため、配食サービスなど、介護保険対象外のサービス等を行い、生活を支援する。
- ・各種健診、健康相談、健康教室等の保健事業を実施する。
- ・介護予防につながる各種教室・講演会・研修等を実施し、健康増進を図ることで介護予防する。
- ・地域包括ケアシステムの実現にむけて、地域包括支援センターとの連携を高める。
- ・地域福祉の中心的な役割を担う社会福祉協議会との連携を高める。
- ・公共が管理する福祉関連施設について、快適性や安全性を確保した維持管理を行い、充実を図る。
- ・経済的な負担の軽減を図るため、低所得者への対応も含めて、各種手当・給付事業・奨励金等を継続的に実施する。
- ・生活支援協議体等、地域を基盤とする共生型サービスの創設に向けて多様な担い手の育成や地域資源の掘り出しを行い、住民相互の支え合い機能の強化や複合課題に対応する包括的相談支援体制を構築する。

2

民生委員・児童委員等への活動支援

- ・民生委員・児童委員相互の情報交換を行うため、定期的に会議を行う。
- ・地域の見守り等の重要な役割を担う、民生委員・児童委員活動や見守り活動団体への支援を行う。

3

民間事業者の支援と連携

- ・福祉サービスを担う民間事業者や各種団体の支援・育成に努める。
- ・地域で活動する各種団体の連携を支援することにより、地域力向上に努める。

4

災害時における要配慮者への対応

- ・災害時に迅速な対応ができるように様々なケースを想定した訓練を実施する。
- ・災害時に自ら避難することが困難な支援を要する方を把握し、緊急時に対応できる体制を整える。

5

包括的な相談及び支援体制の充実

- ・福祉は様々な分野が存在するだけでなく問題も複雑なため、ワンストップを意識した相談体制の構築に努める。（再掲）
- ・複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、自助、互助、共助、公助が連携した相談支援体制を整える。

6

権利擁護の推進

- ・福祉サービスを必要とする方のうち、判断能力が不十分な方等への成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用について、社会福祉協議会などの関係機関と連携を図る。
- ・子どもや女性、高齢者、障がいのある方への虐待について、児童相談所、地域包括支援センターなどの関係機関と連携して予防を図り、虐待事案が発生した際には、速やかに支援を実施する。

Ⅱ．地域福祉活動計画

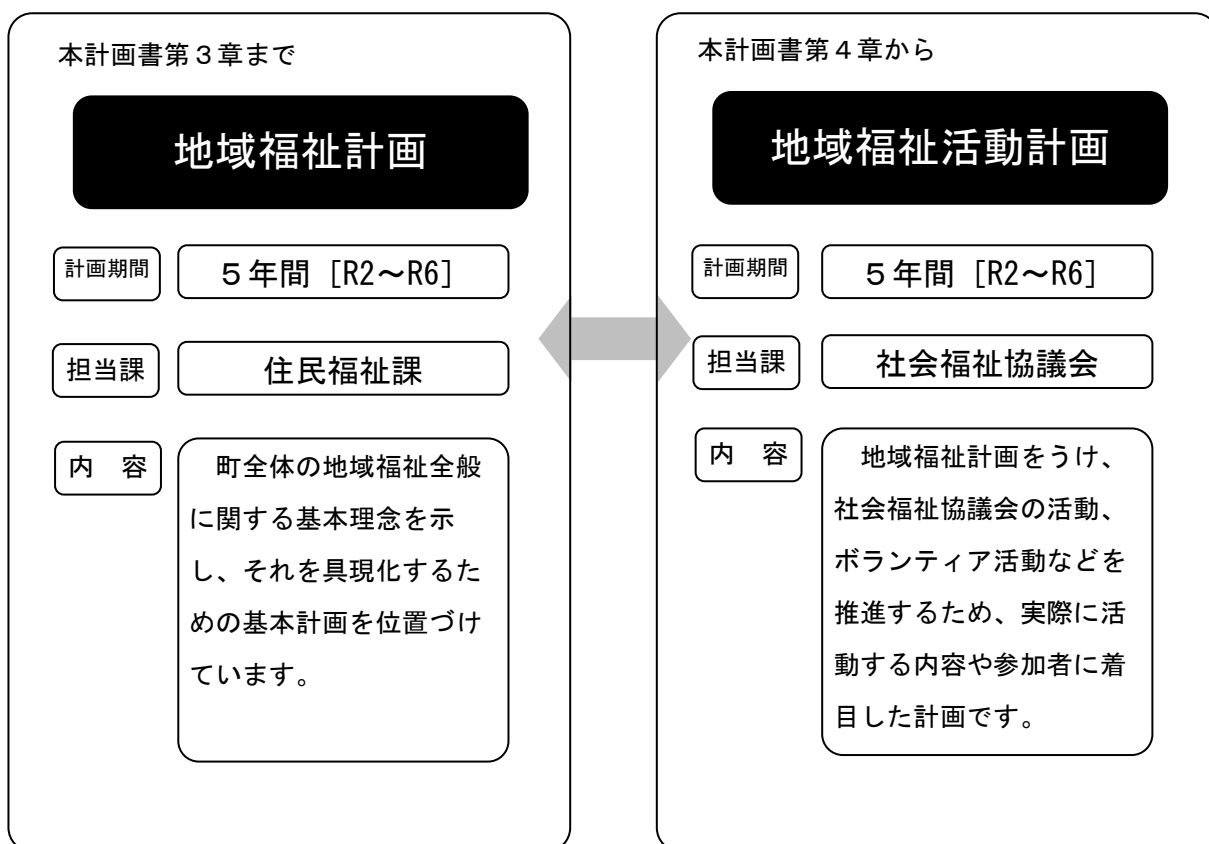


第4章 地域福祉活動計画

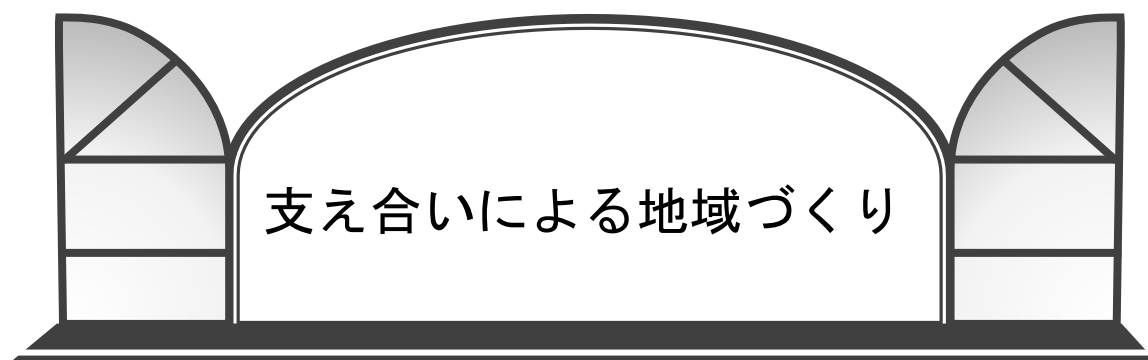
4-1 地域福祉活動計画の位置づけ

地域福祉計画において基本計画に位置づけられた施策または事業は、高齢者、障がい者、子ども等に対して実効的でなければなりません。そのためには、様々な主体が、日常生活をベースに密接にかかわりながら、質の高いサービスや活動を継続する必要があります。

これをうけ、地域福祉活動計画は、様々な主体となる地域住民、ボランティア、事業者、民生委員・児童委員等が活動しやすく、そして連携できるような計画にしなければなりません。



4－2 社会福祉協議会における活動方針



地域福祉ニーズが多様化・複雑化している中で、誰もが住み慣れた場所で安心して暮らしていけるようにするには、それぞれ異なる立場を理解した上で「助け合い」や「支え合い」の精神をもち、福祉への関心や地域でのつながりを大切にすることが重要です。そして、その輪が広がることで中之条町が住みやすい、安心安全な町へとさらに成長していきます。

社会福祉協議会が行っている事業をはじめ、様々な団体が行っている活動は、その趣旨に沿った地道な活動を継続しています。

この計画の策定を機にあらためて施策や事業を位置づけ、活動及びその支援を実施していきます。

活動方針 1

学んで気づく

私たちは、何気ない日常生活を送ることが多いため、互いに異なる立場や考え方を理解することは難しいものです。

理解するためには、何らかのきっかけや機会を通じて、気づきがなければなりません。

そのためには、広報で知ることや、例えば、大人は生涯学習、子供は福祉教育を通じて学び、体験して気づくことが必要です。

活動方針 2

地道に活動をつづける

福祉サービスの提供を受けたり、各種イベント活動に参加している当事者が、心身ともに健康を維持できるよう支援します。

また、福祉サービスを提供したり、各種イベント活動を企画する団体または事業者が継続的に活動できるような支援をつづけます。

活動方針 3

参加してみる

より多くの方々が自ら参加する機会を増やすため、身近な地区、活動場所において、参加機会が得られるような方法及び広報活動を行っていきます。

そのためには、既に活動の主体となっているボランティア、住民活動を推進していきます。

活動方針 4

つながり交流する

活動する主体が互いに補うことができるようなネットワークづくり、または拠点づくりを行っていきます。

また、既に活発に活動を行っている地区社協を牽引役とし、他地区における組織活動の育成を行っていきます。

4-3 社会福祉協議会における事業

活動方針にもとづき、社会福祉協議会が実施していく事業、または取り組みを示します。

活動方針 1

学んで気づく

① 学習機会の提供

事業・活動	内容	備考
福祉教育推進事業	児童・生徒が体験学習の機会を通じて、社会福祉への理解と関心を高め、地域福祉の向上を図る	継続
ボランティア育成	幅広い世代の新たな担い手を確保するために、ボランティア講習会を開催する	継続
高齢者の学習支援	学ぶ意欲旺盛な高齢者へ、学習の場と機会を提供するため老人大学の運営支援を行う	継続

② 福祉に関する広報・啓発の推進

事業・活動	内容	備考
福祉啓発事業	地域福祉に関する制度やサービス等について、広報誌やホームページにより啓発や情報の提供を行う	継続
各種団体への情報提供	老人クラブ等へ地域福祉に関する制度やサービス等について情報提供を行う	新規

地道に活動をつづける

① 在宅福祉サービスの充実

事業・活動	内容	備考
生きがい活動支援通所事業	利用者を四万老人福祉センターへ送迎し高齢者の仲間づくりを支援する	継続
配食サービス事業	高齢者の健康保持と、地域の連携を深めるため、ボランティアが対象者へ食事を届ける	継続

② 権利擁護の充実

事業・活動	内容	備考
福祉サービス利用援助事業	認知症高齢者・障がい者等への日常の金銭管理等の支援を行う	継続
権利擁護推進事業	成年後見制度の利用促進を図り、法人後見実施の検討を行う	継続
	障がい者文化芸術活動を推進するため、活動ネットワークを構築する	新規

③ 相談体制の整備

事業・活動	内容	備考
福祉なんでも相談事業	なんでも福祉相談員を兼任配置し、分野を問わず生活や福祉に関する相談に応じる	新規

生活福祉資金貸付事業	低所得世帯や生活困窮世帯に対し、生活再建のための資金貸し付けについての相談・支援を行う	継続
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の自立を支援するため、相談支援体制の構築により関係機関との連携を図る	継続

④ 福祉活動への支援

事業・活動	内容	備考
福祉団体活動支援事業	地域で活動する福祉団体が円滑に活動を行えるよう支援・助成を行う	継続
子育てサークル活動支援事業	地域で活動する子育てサークルが円滑に活動を行えるよう支援・助成を行う	継続
チャリティーバザー開催支援	地域福祉活動や心身障がい者の活動資金確保のためチャリティーバザー開催の支援を行う	継続
シルバー人材センター運営事業	高齢者に対し、臨時的かつ短期的な仕事を提供することにより、就業機会の増大と福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与する	継続
各種募金活動への協力	共同募金等の活動の周知、および協力を行う	継続

① ふれあいの充実

事業・活動	内容	備考
ひとり暮らし老人会食会	75歳以上の一人暮らし高齢者を対象に会食会を開催し、相互交流の場を提供する	継続
在宅障がい児・者激励事業	障がい児・者親子のふれあいと参加者相互の交流を図る	継続
一人親家庭激励事業	一人親世帯を対象に相互交流場を提供するため、日帰りバスツアーを開催する	継続
ふれあい・いきいきサロン活動助成事業	ひとり暮らし高齢者、虚弱高齢者、障がい者、子育て中の親、ひとり親家庭の子どもや親など、地域での交流が十分に持てない人を対象に、地域住民が気軽に立ち寄れる「地域の集いの場」を、住民自らが主体となって開設・運営する事業活動に対して、事業費の一部を助成する	継続
出会い子育て応援事業	イベントなど出会いの場づくりから子育てまで支援する	継続
歳末慰問事業	歳末時期に70歳以上の一人暮らし高齢者宅へ民生児童委員が訪問し、見守り支援を行う	新規

② 社会参加の促進

事業・活動	内容	備考
車いす等福祉用具の貸出	一時的に車いす等が必要となった方へ貸し出しを行い、日常生活の利便性を図る	継続

福祉車両貸出	要介護高齢者および身体障がい者を抱える家族が、当該介護高齢者等と外出（通院、買い物等）する場合に、車いすを搭載できる車両を貸し出す	継続
福祉有償運送事業	中之条地区において移動が困難な方への移送サービスを行う	継続
公共交通空白地有償運送事業	六合地区において外出が困難な方への移送サービスを行う	継続

③ ボランティア活動の推進

事業・活動	内容	備考
ボランティア保険加入促進	ボランティア活動を安全かつ安心して実施できるよう促進を図る。	継続
ボランティア団体助成	ボランティア活動のあり方を検討しながら、運営の支援を行う	継続
ボランティアセンター運営	ボランティア活動の周知を行い関係機関・団体と連携し福祉ニーズの解決に努める	継続
ボランティアセンター活動の充実	ボランティアコーディネーターの配置、ボランティア登録の推進、ボランティア団体との連携を図る	継続

つ な が り 交 流 す る

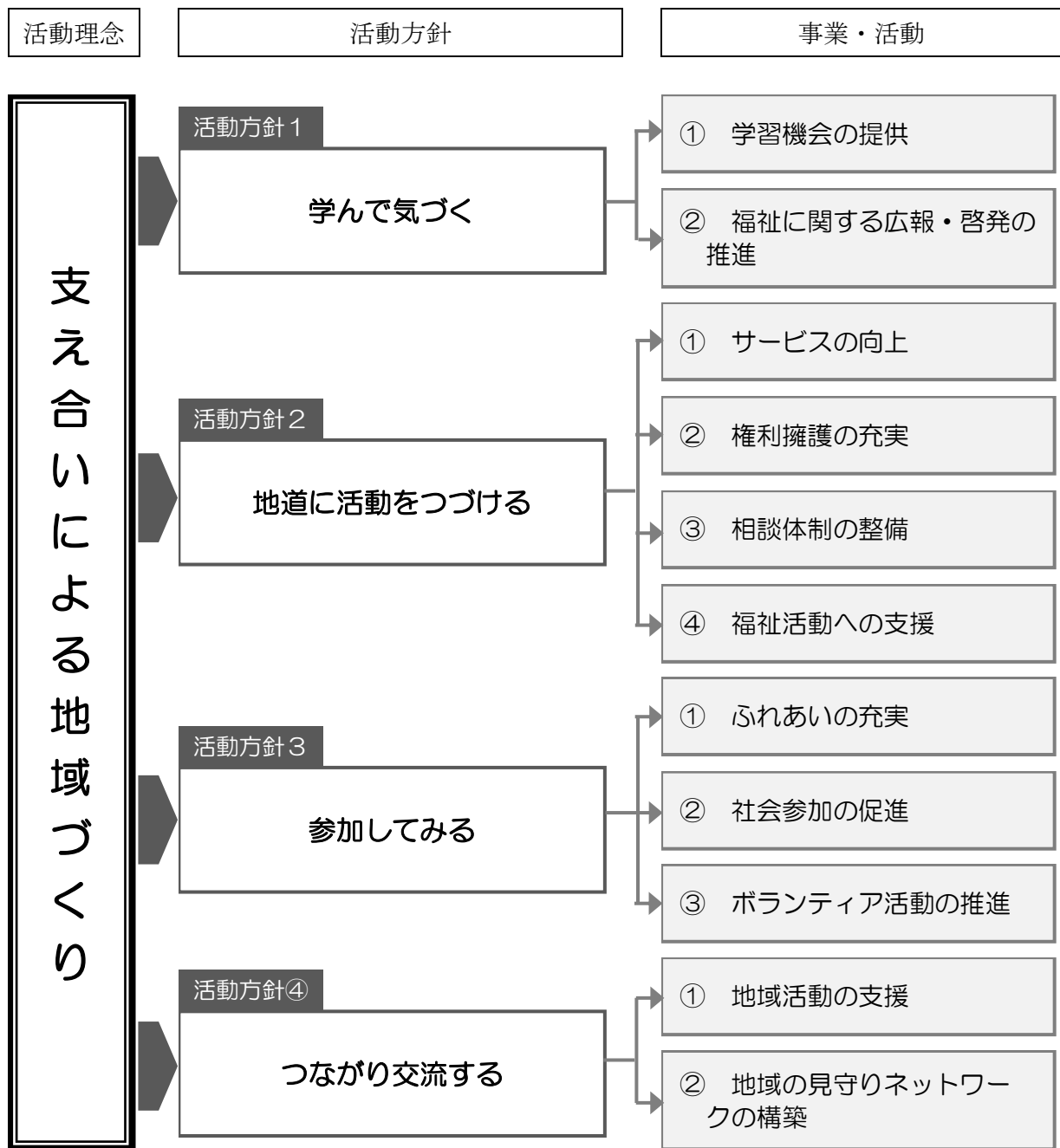
① 地域活動の支援

事業・活動	内容	備考
ボランティア連絡協議会活動支援	町民主体のボランティア活動を支援し相互の連絡・連携を円滑に行う	継続
地区社会福祉協議会への協力	地区社会福祉協議会活動活性化を図るため援助協力を行う	継続
生活支援体制整備事業	地域における生活課題に対し社会資源を活用・開発し地域ネットワークを構築する	新規

② 地域の見守りネットワークの構築

事業・活動	内容	備考
福祉マップづくりの推進	民生児童委員の担当地区における要保護、要支援者をマップ化し災害時等に活用できるよう支援する	継続
災害ボランティア人材育成事業	災害時に助け合えるまちづくりに向けた人材を確保するために講習会や研修会を開催する	継続
災害ボランティア活動の推進	災害時にボランティアセンターを開設し、町や各関係機関との連携を円滑に図るため体制、ネットワークの構築を図る	新規

4－4 施策体系



第5章 計画推進体制

5-1 推進体制

(1) 町民への周知

ワークショップ、住民懇談会等を開催し、町民の意見を集めます。

また、計画や概要を広報、インターネット等を通じ、施策や事業の内容を町民に周知します。

また、町民の意見は、随時、行政窓口にて対応いたします。

(2) 事業者への周知

町内の福祉関係の事業者、ボランティア、NPO等についても町民と同様に周知をはかります。

また、事業者の意見は、地域福祉を推進する上で、実務的に有効であることが多いことから、随時、行政窓口等にて対応いたします。

(3) 職員への周知

福祉関係部署はもちろんのこと、福祉教育は学校関係者の協力が、バリアフリー等の施設整備には建設関係者の協力が必要になります。

よって、庁内組織を横断的に意志の疎通をはかり、地域福祉の向上をはかります。

(4) 財源

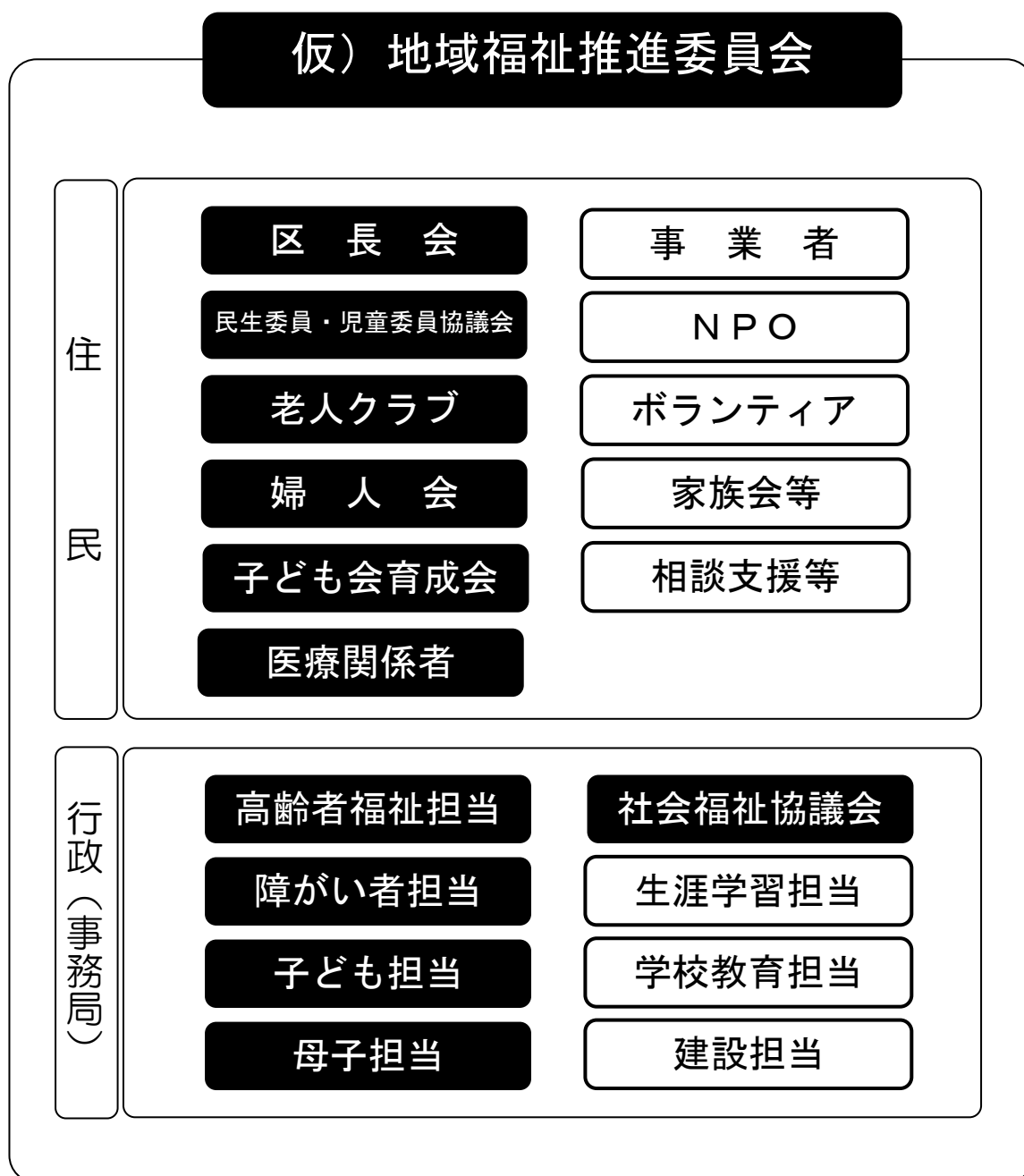
実際に活動を推進するためには、財源の確保が必要です。把握したニーズの課題解決を進めるためには、補助金、助成金を要望するだけでなく、地域住民自らが資金確保に努め、できることから取り組むことも必要です。

共同募金では、集めた募金の一定割合以上をその市町村で自由に活用できるようになりました。共同募金を活性化させ、小地域での福祉活動の財源を確実に確保し、地域福祉活動を継続的に安定的に展開することも必要です。

(5) 委員会の設置

この計画の実効性を高めるためには、施策や事業の進捗状況の確認を行うとともに、5年毎に計画の評価・見直しを実施します。

実施する主体は、町において実質的に活動している主体にて構成する以下の組織にて、実施します。



5-2 進捗状況の把握及び評価

(1) 仮) 地域福祉推進委員会による監視

前ページに示した委員会は、町における地域福祉を先導的に推進する立場にあることから、各々の分野における住民ニーズを把握しつつ、計画の進捗管理及び見直しなどについて協議・検討を行い、すべての町民が健康で幸福になれるようなまちづくりを推進します。

(2) 事務局の設置と継続的な見直し

事務局を庁内に設置し、社会福祉協議会との連携のもと、本計画の進捗管理及びその事務を継続的に実施します。



Ⅲ. 資 料



資料編

資料 1 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく中之条町地域福祉計画及び社会福祉協議の地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、中之条町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長及び社会福祉協議会長が委嘱する。

- (1) 町民組織代表者
- (2) 社会福祉関係団体代表者
- (3) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱をした日から計画策定完了までとし、必要に応じて再任できるものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、住民福祉課及び社会福祉協議会内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年12月17日から施行する。

資料２ 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿

	所属、役職等	氏名
委員長	中之条町民生委員・児童委員協議会長	綿貫 久忠
副委員長	中之条町老人クラブ連合会長	宮崎 英志
委員	中之条町区長会役員連絡協議会長	田村 正明
〃	中之条婦人会長	富沢 孝子
〃	中之条町子ども会育成会連絡協議会長	林 直哉
〃	社会福祉法人萌希の丘理事長	大野 富美代
〃	特定非営利活動法人しらかば会会長	塚田 かつ子
〃	中之条町手をつなぐ育成会長	松井 八重子
〃	中之条町ボランティア連絡協議会長	向井 美代子
〃	中之条町身体障害者更生会長	中澤 富一
〃	中之条町赤十字奉仕団委員長	福島 輝子
〃	社会福祉法人春風会 特別養護老人ホームやまゆり荘施設長	宮崎 宏徳
〃	医療法人社団 寿山会 田島病院 院長	田島 郁文
〃	あがつま相談支援センターやまばと 相談支援専門員	生巢 晋
〃	あがつま法律事務所 弁護士	小林 有斗

資料3 令和元年度中之条町町民意識調査

■アンケート実施概要

□目 的：中之条町では、快適で住みよいまちの実現をめざし、各種事業に取り組んでいる。

今後も中之条町に「住んでみたい」、「住み続けたい」と思っただけのまちづくりを推進するため、このアンケートを実施し、町民の方々のニーズ等を把握することを目的とする。

□配 布：令和元年9月20日

□回 収 日：令和元年10月10日 ※11月7日まで回収。

□対 象 者：中之条町在住の18歳以上の方（層化無作為抽出）

□実施方法：郵送によるアンケート配布と回収。

□配 布 数：1,413（票）

□回 収 数：710（票）

□回 収 率：50.2（%）

■アンケート結果（地域福祉計画、地域福祉活動計画に関連するものを抜粋）

B

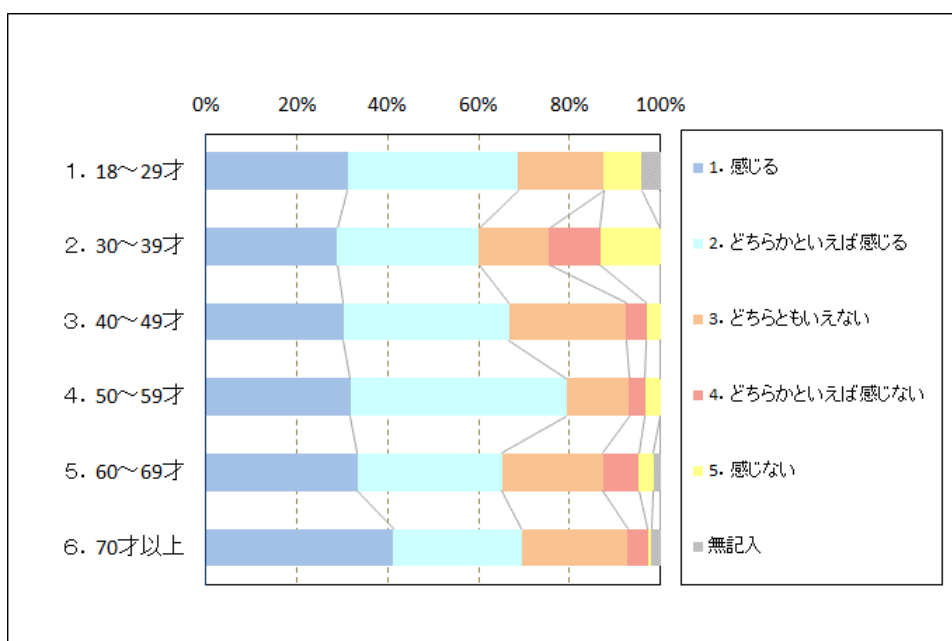
中之条町の印象についてお伺いします

問1

あなたは、中之条町に誇りや愛着を感じますか？
あてはまる番号1つに○印を付けてください。

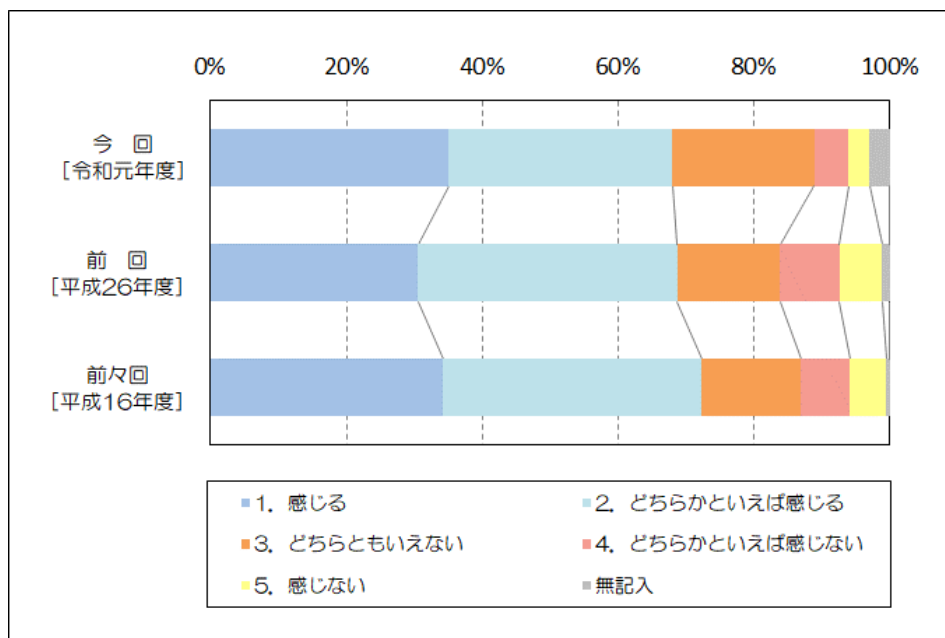
全体的にみると、誇りや愛着を「感じる」と「どちらかといえば感じる」の割合が、60(%)を超えている。

年齢別にみると、50代においてその割合が高くなっている。



	1. 感じる	2. どちらかといえば感じる	3. どちらともいえない	4. どちらかといえば感じない	5. 感じない	無記入	合計
合計	249	234	148	36	22	21	710
1. 18～29才	15	18	9	0	4	2	48
2. 30～39才	13	14	7	5	6	0	45
3. 40～49才	20	24	17	3	2	0	66
4. 50～59才	37	55	16	4	4	0	116
5. 60～69才	42	40	28	10	4	2	126
6. 70才以上	120	82	68	13	2	6	291
無記入	2	1	3	1	0	11	18

誇りや愛着を「感じる」と「どちらかといえば感じる」の割合が微減の傾向にある。



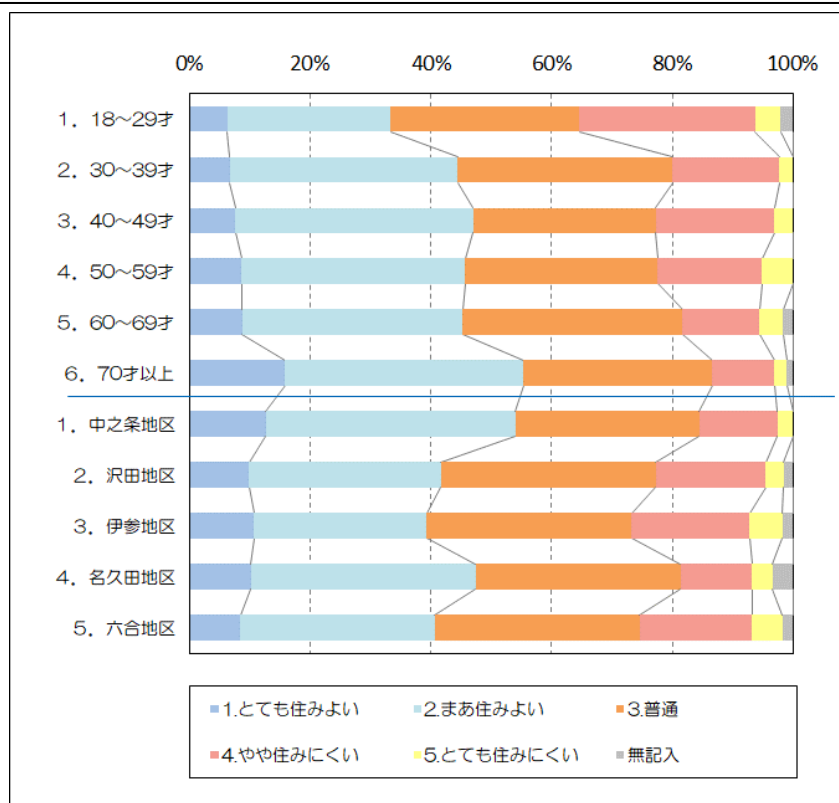
問2

あなたは、中之条町を住みよいところだと感じますか？
あてはまる番号1つに○印を付けてください。

全体的にみると「まあ住みよい」が最も多くなっている。

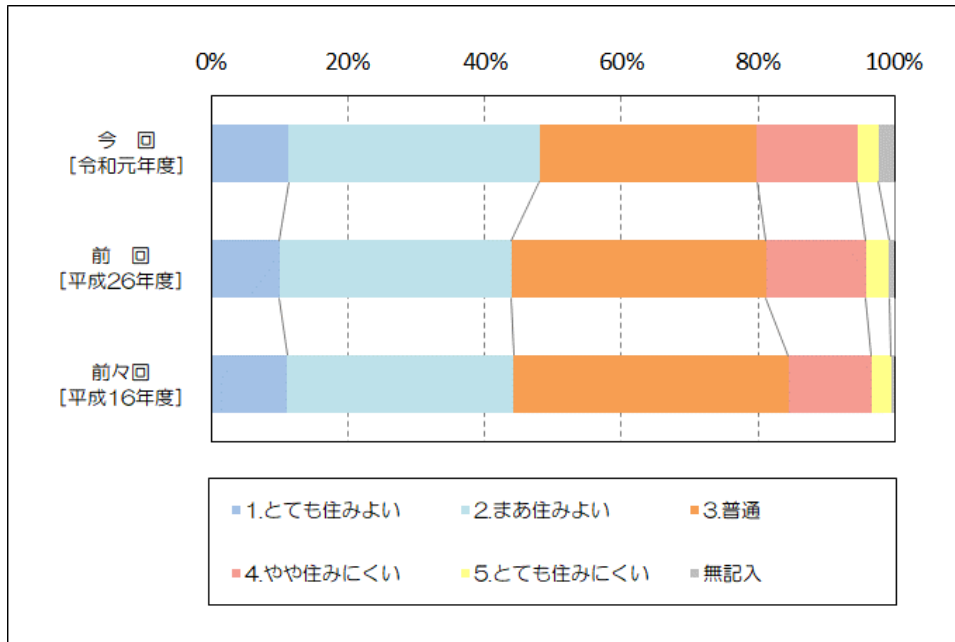
年齢別にみると、70才以上において「とても住みよい」と「まあ住みよい」の割合が高くなっている。

地区別にみると、中之条地区において「とても住みよい」と「まあ住みよい」の割合が高くなっている。



	1.とても住みよい	2.まあ住みよい	3.普通	4.やや住みにくい	5.とても住みにくい	無記入	合計
合計	80	261	226	104	22	17	710
1. 18～29才	3	13	15	14	2	1	48
2. 30～39才	3	17	16	8	1	0	45
3. 40～49才	5	26	20	13	2	0	66
4. 50～59才	10	43	37	20	6	0	116
5. 60～69才	11	46	46	16	5	2	126
6. 70才以上	46	115	91	30	6	3	291
無記入	2	1	1	3	0	11	18
1. 中之条地区	49	160	118	50	10	0	387
2. 沢田地区	13	42	47	24	4	2	132
3. 伊参地区	6	16	19	11	3	1	56
4. 名久田地区	6	22	20	7	2	2	59
5. 六合地区	5	19	20	11	3	1	59
無記入	1	2	2	1	0	11	17

「とても住みよい」と「まあ住みよい」の割合は、微増の傾向にあるが、「普通」まで含めると、微減の傾向にある。



C

あなたの住んでいる周辺の環境や日々の暮らしについてお伺いします

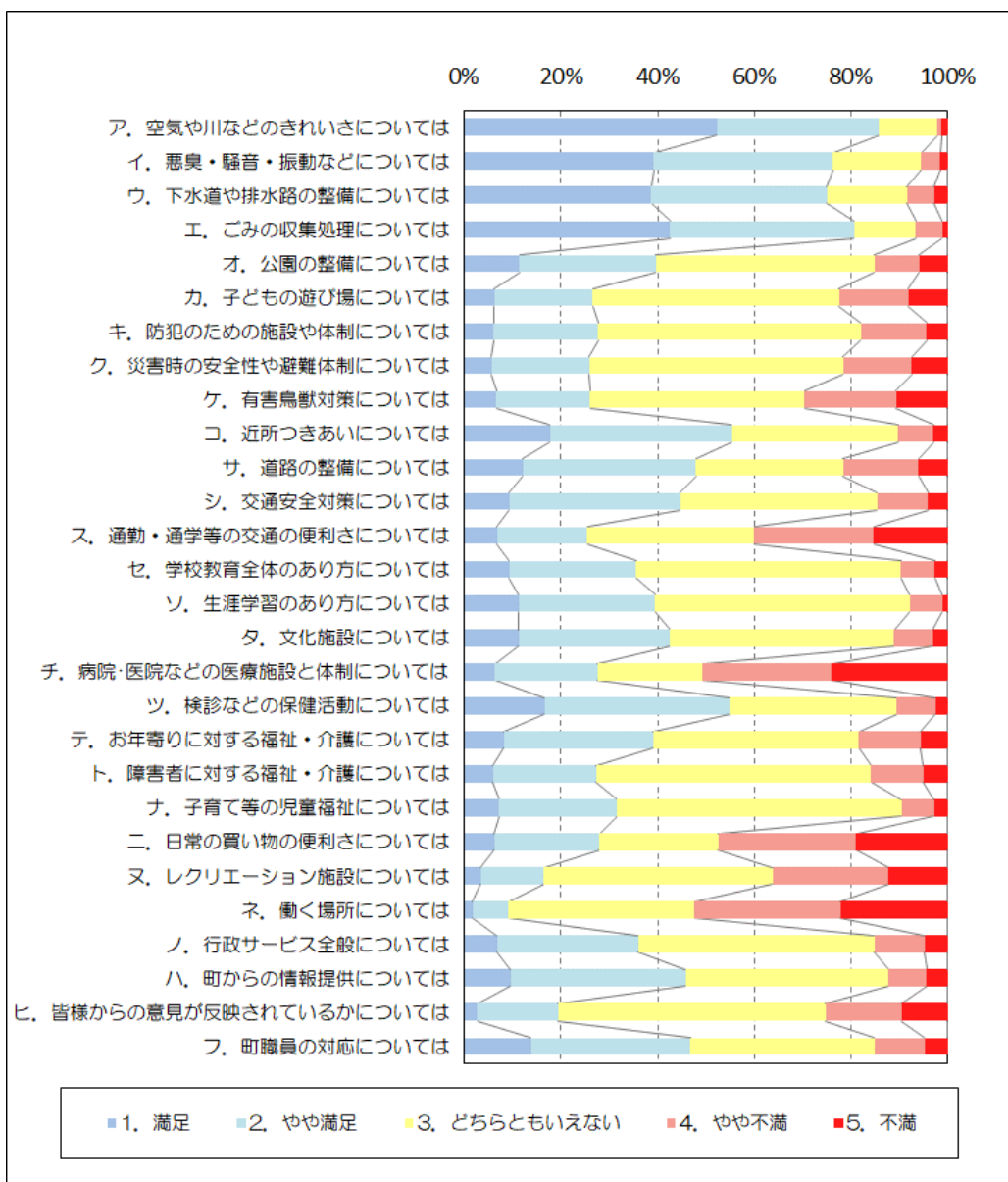
問5

あなたが生活をする様々な面について、どの程度満足していますか？
それぞれの項目について○印を付けてください。

「満足」と「やや満足」を合わせると、「空気や川などのきれいさ」が最も多く、次いで「ごみの収集処理」、「悪臭・騒音・振動など」になっている。

「やや不満」と「不満」を合わせると、「働く場所」が最も多く、次いで「病院・医院などの医療施設と体制」、「日常の買物の便利さ」になっている。

この傾向は、前回と同様である。



「満足」と「やや満足」の割合について前回と比較すると、「学校教育全体のあり方」と「お年寄りに対する福祉」が約10%増加している。

「やや不満」と「不満」の割合について前回と比較すると、「働く場所」が約10%減少（良くなっている）している。次いで「子育て等の児童福祉」、「道路の整備」、「子どもの遊び場」もよくなっている。

若干悪くなっているのは、「お年寄りに対する福祉・介護」、「皆さんの意見反映」、「障害者に対する福祉・介護」になっている。

「満足」と「やや満足」は全体的に増加しており、「不満」と「やや不満」も良くなっているものが多く、改善されていることがわかる。

■「満足」と「やや満足」の割合が高い項目

	満足と やや満足	対前回比 (%)
ア. 空気や川などのきれいさについては	86%	+5.6%
エ. ごみの収集処理については	81%	+3.0%
イ. 悪臭・騒音・振動などについては	76%	+1.0%
ウ. 下水道や排水路の整備については	75%	+4.2%
コ. 近所つきあいについては	55%	+5.7%
ツ. 検診などの保健活動については	55%	+5.8%
サ. 道路の整備については	48%	+5.3%
フ. 町職員の対応については	47%	+3.9%
ハ. 町からの情報提供については	46%	+3.8%
シ. 交通安全対策については	45%	+4.0%
タ. 文化施設については	43%	+5.9%
オ. 公園の整備については	40%	+2.4%
ソ. 生涯学習のあり方については	39%	+7.0% ↑良くなっている
テ. お年寄りに対する福祉・介護については	39%	+10.3% ↑良くなっている
ノ. 行政サービス全般については	36%	+6.3%
セ. 学校教育全体のあり方については	36%	+10.5% ↑良くなっている
ナ. 子育て等の児童福祉については	32%	+7.8%
ニ. 日常の買い物の便利さについては	28%	+1.9%
キ. 防犯のための施設や体制については	28%	+3.2%
チ. 病院・医院などの医療施設と体制については	28%	+6.3%
ト. 障害者に対する福祉・介護については	27%	+6.1%
カ. 子どもの遊び場については	27%	+0.9%
ケ. 有害鳥獣対策については	26%	+7.7% ↑良くなっている
ク. 災害時の安全性や避難体制については	26%	+3.7%
ス. 通勤・通学等の交通の便利さについては	25%	+2.1%
ヒ. 皆様からの意見が反映されているかについては	19%	+4.4%
ヌ. レクリエーション施設については	16%	+1.7%
ネ. 働く場所については	9%	+0.3%

■「不満」と「やや不満」の割合が高い項目

	不満と やや不満	対前回比 (%)
ネ. 働く場所については	52%	▲ 10.0% ↓良くなっている
チ. 病院・医院などの医療施設と体制については	51%	▲ 0.6%
ニ. 日常の買い物の便利さについては	47%	▲ 2.7%
ス. 通勤・通学等の交通の便利さについては	40%	▲ 0.7%
ヌ. レクリエーション施設については	36%	▲ 3.5%
ケ. 有害鳥獣対策については	30%	▲ 1.7%
ヒ. 皆様からの意見が反映されているかについては	25%	2.3% ↓若干悪くなっている
カ. 子どもの遊び場については	22%	▲ 5.7% ↓良くなっている
ク. 災害時の安全性や避難体制については	22%	▲ 1.1%
サ. 道路の整備については	22%	▲ 5.8% ↓良くなっている
テ. お年寄りに対する福祉・介護については	18%	2.5% ↓若干悪くなっている
キ. 防犯のための施設や体制については	18%	▲ 3.1%
ト. 障害者に対する福祉・介護については	16%	2.2% ↓若干悪くなっている
ノ. 行政サービス全般については	15%	▲ 1.3%
オ. 公園の整備については	15%	▲ 3.9%
フ. 町職員の対応については	15%	1.3%
シ. 交通安全対策については	15%	▲ 0.3%
ハ. 町からの情報提供については	12%	▲ 1.6%
タ. 文化施設については	11%	▲ 2.1%
ツ. 検診などの保健活動については	10%	▲ 0.6%
コ. 近所つきあいについては	10%	0.9%
セ. 学校教育全体のあり方については	10%	▲ 4.8%
ナ. 子育て等の児童福祉については	9%	▲ 8.5% ↓良くなっている
ウ. 下水道や排水路の整備については	8%	0.6%
ソ. 生涯学習のあり方については	8%	0.2%
エ. ごみの収集処理については	7%	▲ 0.5%
イ. 悪臭・騒音・振動などについては	5%	▲ 2.1%
ア. 空気や川などのきれいさについては	2%	▲ 3.3%

D

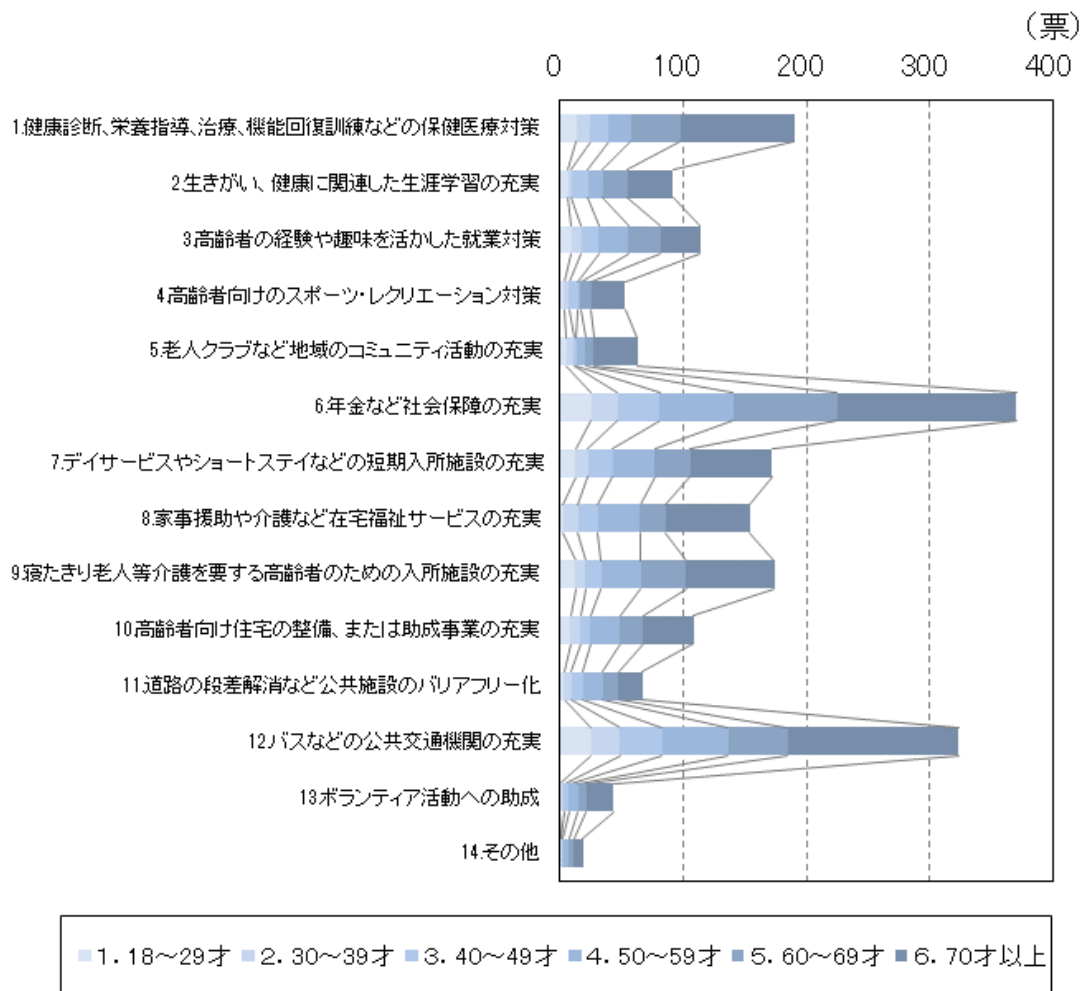
少子高齢化社会について伺います

問8

町の高齢化社会への対応策として、どのようなことに重点をおくべきだと思いますか？あてはまる番号3つまで○印を付けてください。

全体的にみると、「年金など社会保障の充実」が最も多く、「バスなどの公共交通機関の充実」が続いている。

年齢別にみてもこの2つが多いが、18～49才は、「バスなどの公共交通機関の充実」が最も多くなっている。

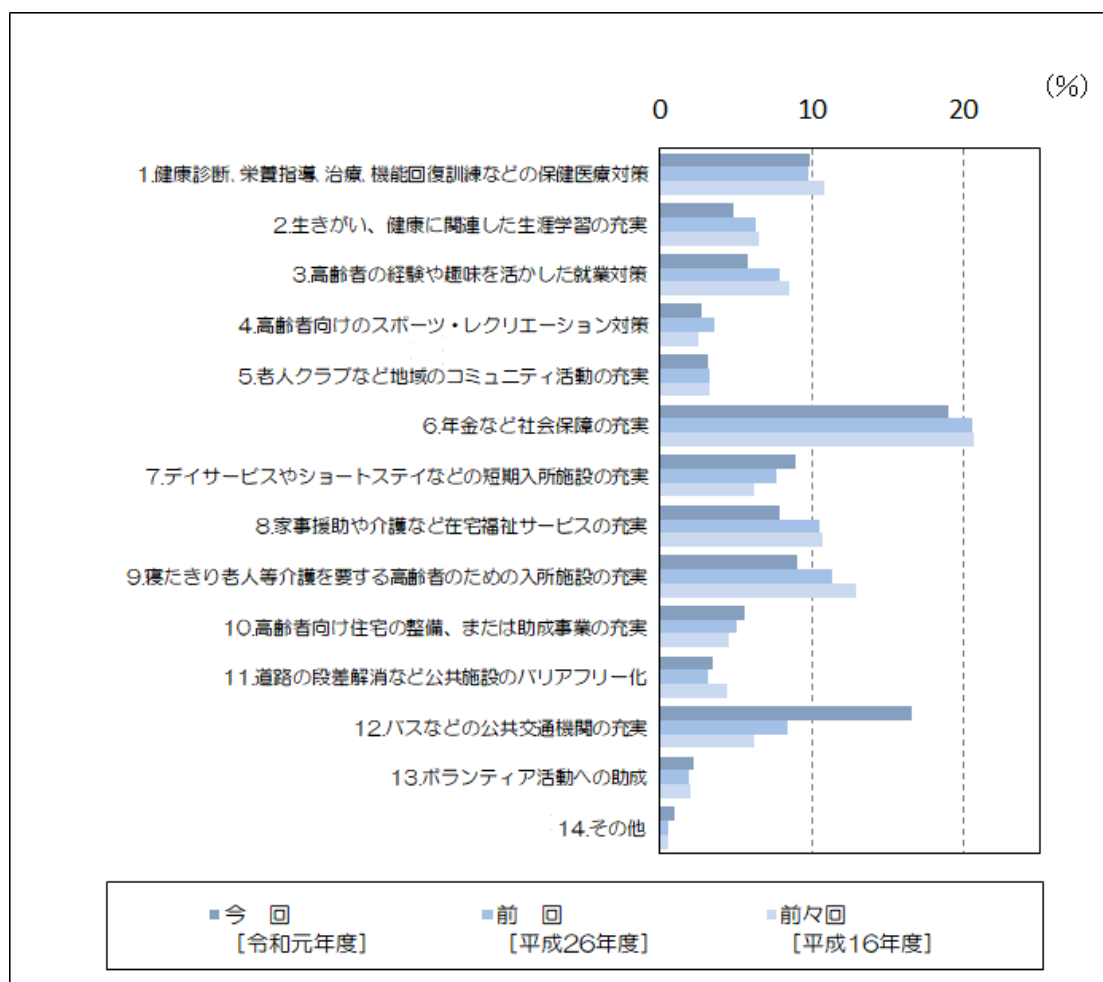


経年的に増加しているのは、「バスなどの公共交通機関の充実」、「デイサービスやショートステイなどの短期入所施設の充実」で、今回、「バスなどの公共交通機関の充実」が特に増加しているのが特徴である。

経年的に減少しているのは、「年金など社会保障の充実」、「寝たきり老人等介護を要する高齢者のための入所施設の充実」、「家事援助や介護など在宅福祉サービスの充実」である。

この中で「年金など社会保障の充実」は、18～29才でのみ増加しており、将来的な不安が高まっている恐れがある。

さらに「在宅福祉サービスの充実」が減少していることは、地域包括ケアシステムの実現と逆行している結果といえる。



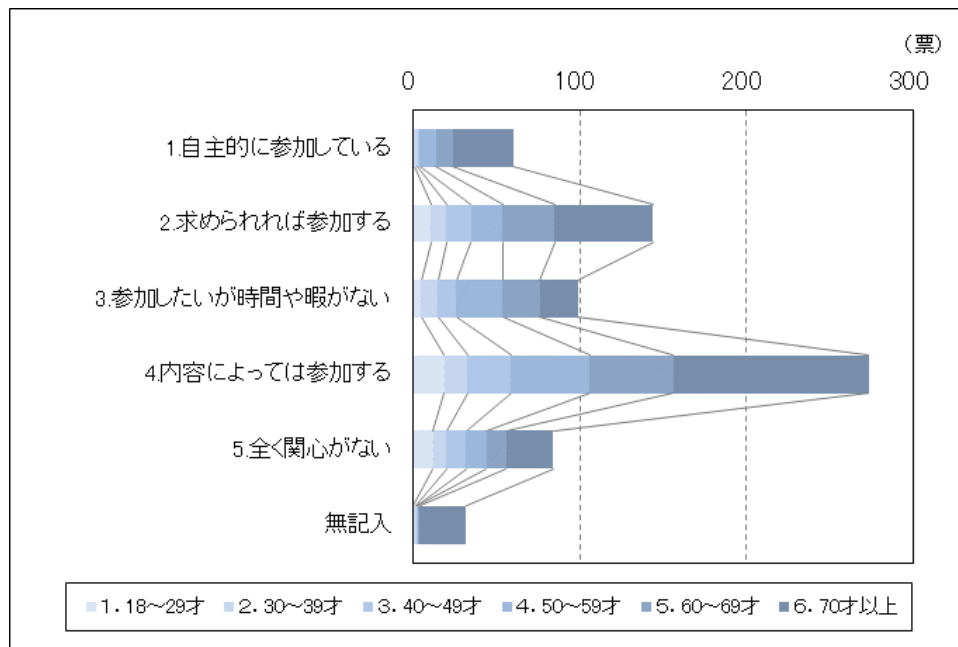
H

住民参加・連携についてお伺いします

問 17

地域の「まちづくり」や「コミュニティ(地域社会)づくり」などの活動や運動への参加について、あなたはどのようにお考えですか？
あてはまる番号1つに○印を付けてください。

全体的にみると、「内容によっては参加する」が最も多くなっている。
年齢別にみても、「内容によっては参加する」が最も多くなっているが、次いで多いのは、18～29才は「全く関心がない」、30代と50代は「参加したいが時間や暇がない」、40代と60代は「求められれば参加する」になっている。

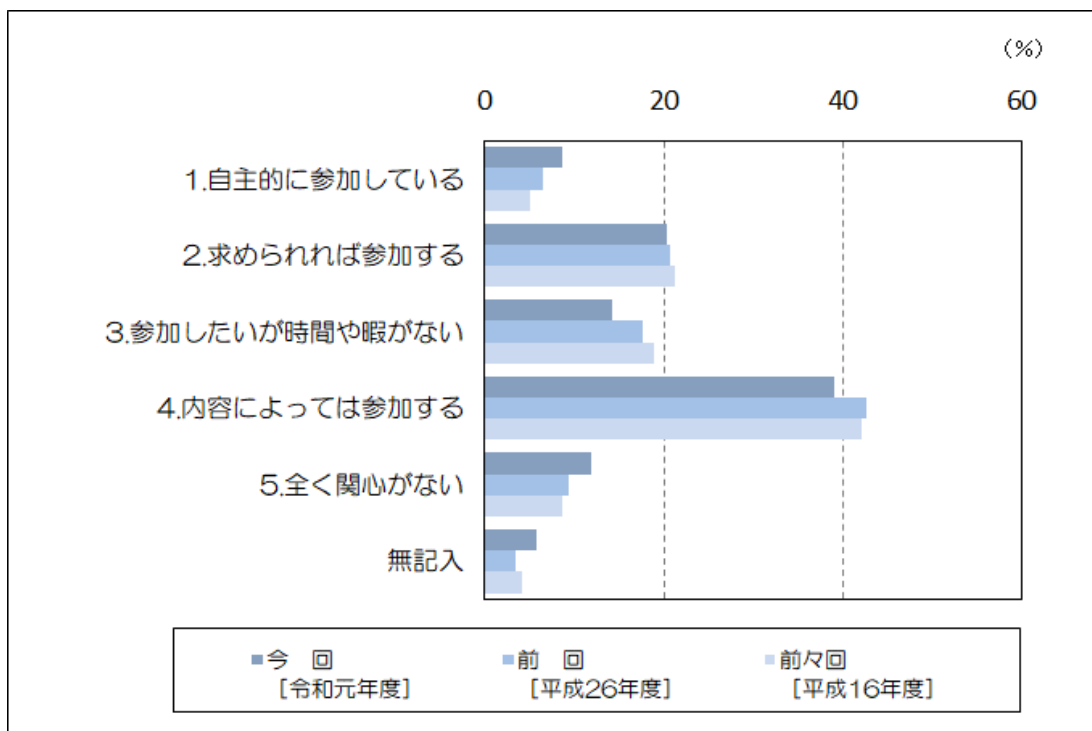


	1.自主的に参加している	2.求められれば参加する	3.参加したいが時間や暇がない	4.内容によっては参加する	5.全く関心がない	無記入	合計
合計	61	145	101	277	85	41	710
1. 18~29才	1	11	5	19	12	0	48
2. 30~39才	2	9	10	14	8	2	45
3. 40~49才	1	15	11	26	12	1	66
4. 50~59才	10	19	28	47	12	0	116
5. 60~69才	10	31	22	50	12	1	126
6. 70才以上	36	59	23	117	28	28	291
無記入	1	1	2	4	1	9	18

経年的に増加しているのは、「全く関心がない」、「自主的に参加している」である。

経年的に減少しているのは、「内容によっては参加する」、「求められれば参加する」、「参加したいが時間や暇がない」である。

これらのことから、住民参加は、内容によっては参加する人が多く、わずかであるが自主的な人と、関心がない人に二極化しつつある。



K

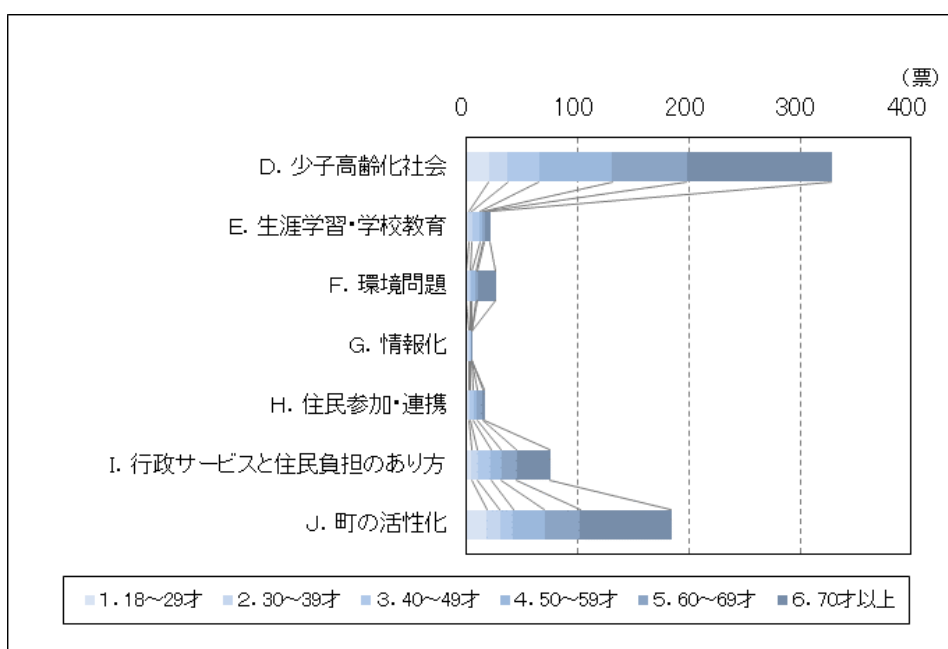
最も重視すべきことをお伺いします

問23

これまでお伺いしてきた項目のうち、最も重視すべきことは何ですか？
あてはまる番号1つに○印を付けてください。

全体的にみると、「少子高齢化社会」が最も多く、「町の活性化」が続いている。

年齢別にみても、同様な傾向になっている。

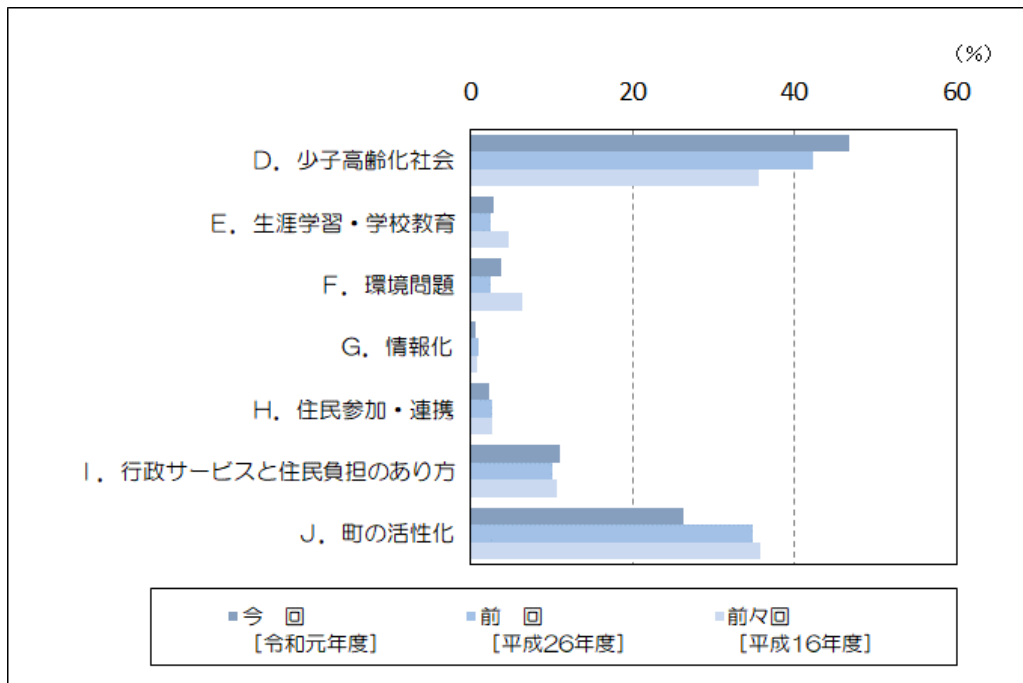


	D. 少子高齢化社会	E. 生涯学習・学校教育	F. 環境問題	G. 情報化	H. 住民参加・連携	I. 行政サービスと住民負担のあり方	J. 町の活性化	無記入	合計
合計	331	21	27	5	16	78	186	46	710
1. 18~29才	20	2	0	2	2	4	18	0	48
2. 30~39才	17	3	3	1	1	6	12	2	45
3. 40~49才	28	7	1	1	3	12	12	2	66
4. 50~59才	66	2	4	0	3	9	28	4	116
5. 60~69才	67	2	2	0	5	14	32	4	126
6. 70才以上	130	5	16	1	2	30	82	25	291
無記入	3	0	1	0	0	3	2	9	18

経年的にやや増加しているのは、「少子高齢化社会」である。

経年的に減少しているのは、「町の活性化」である。

これらのことから、少子高齢化社会への対応が一層望まれていると考えられる。

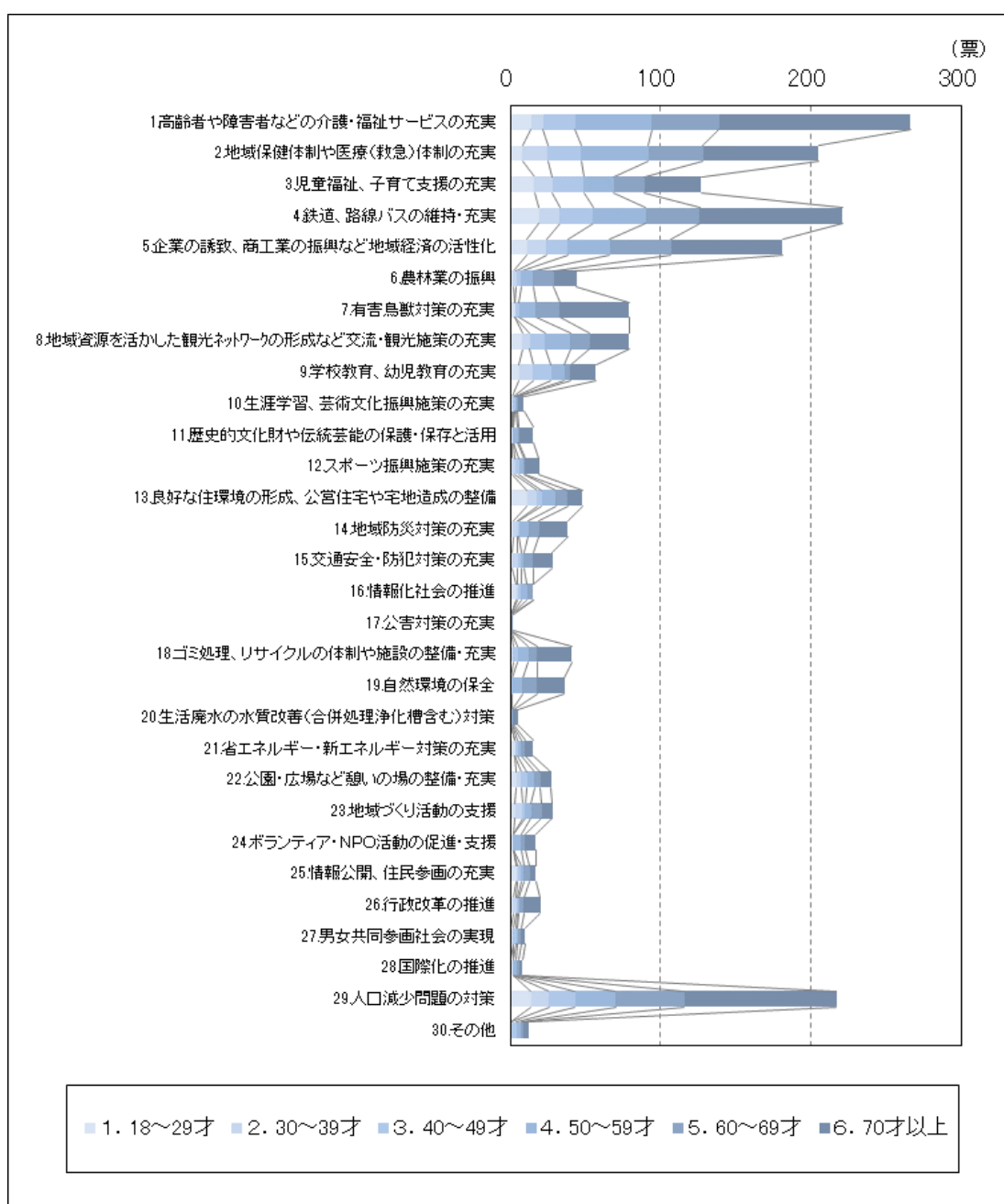


問24

中之条町を住みよくするために、町の行政はどの分野に特に力を入れたらよいと思いますか？あてはまる番号3つまで○印を付けてください。

全体的にみると、「高齢者や障害者などの介護・福祉サービスの充実」が最も多く、次いで「鉄道、路線バスの維持・充実」、「人口減少問題の対策」が続いている。

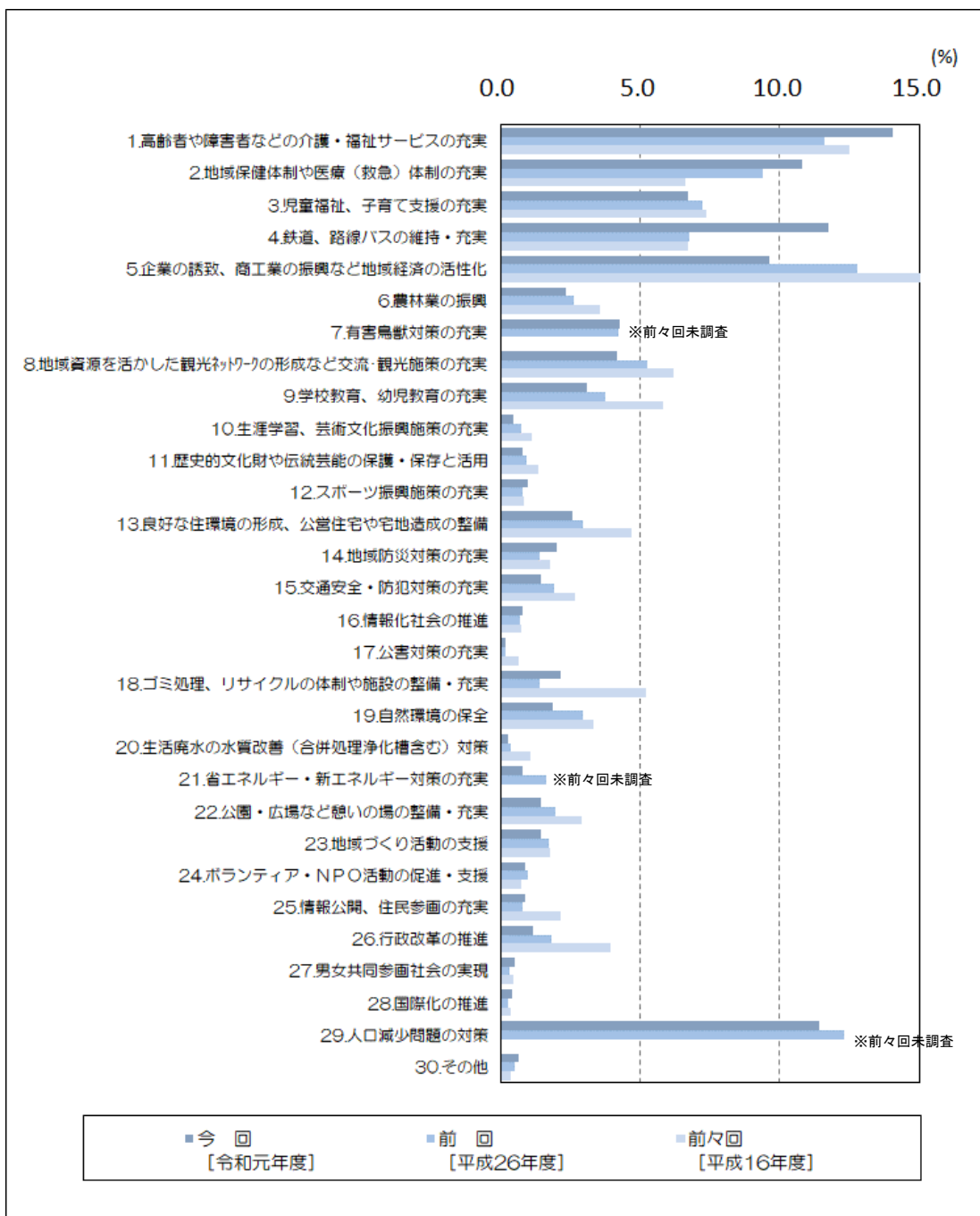
年齢別にみると、18～29才は「鉄道、路線バス」、30代は「地域保健医療」、40代は「地域保健医療」と「鉄道、路線バス」、50代と70才以上は「介護・福祉サービス」、60才代は「人口減少」が最も多くなっている。



経年的に増加しているのは、「地域保健体制や医療(救急)体制の充実」、「鉄道、路線バスの維持・充実」である。「高齢者や障害者などの福祉サービスの充実」は、今回、高齢者のサンプル数が多いことによる。

経年的に減少しているのは、「企業の誘致、商工業の振興など地域経済の活性化」、「児童福祉、子育て支援の充実」である。

医療や公共交通機関が増加し、多くの項目がやや減少している。これは、優先順位が高まっている傾向とみられる。

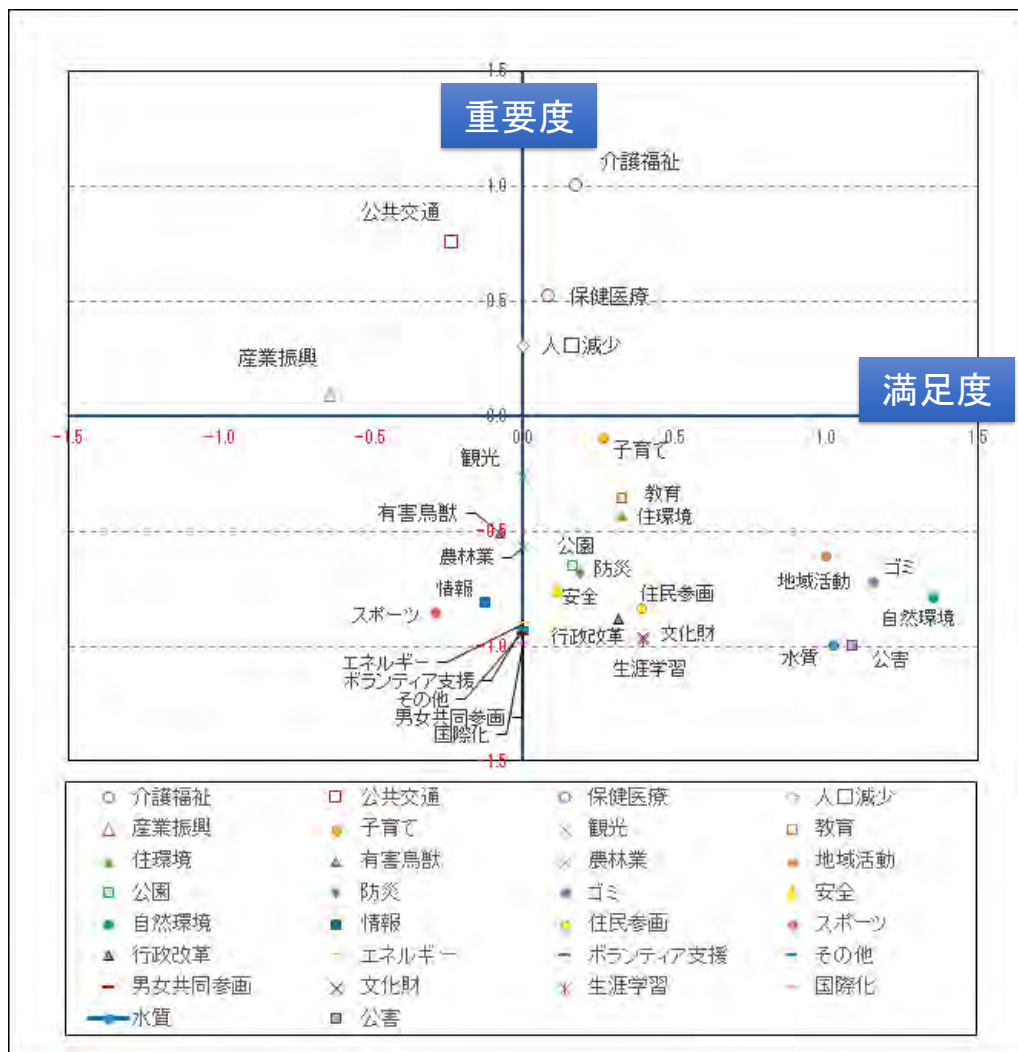


【参考】重要度満足度の分析

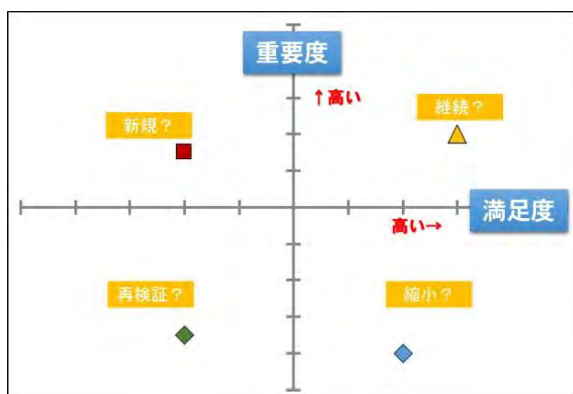
重要度満足度調査は、直接行っていない。今回は、問5と問24を用いて、任意の設定に基づき分析した。設定条件は解説参照（→後ページ）。

（1）分析結果

「公共交通」、「産業振興」、「介護福祉」の分野が、注目すべき分野と考えられる。これらの分野は、この報告書の結果と、年齢や地域等のニーズを詳細にみて、政策や事業に反映する必要がある。



〔グラフの見方〕



重要度と満足度で、散布図を作ると、各象限が意味をもつことになる。この中で、「重要度」が高く「不満」の項目が、最も注目すべき分野かもしれない。

なお、重要度の軸上にある点（人口減少、観光等）は、問5で選択肢に無い（満足度ははかれない）分野。

資料 4 現況分析

(1) 中之条町の人口

① 人口の推移

現在、中之条町の人口は約 16,000 人です。

10 年後には 15,000 人を下回ると予測されています。

また、年齢階層別人口をみると、65 歳人口の割合は約 40% を超え増加傾向が予想され、15 歳未満人口の割合は 10% を下回り減少傾向が継続されると予想されています。

② 世帯数の推移

現在、中之条町の世帯数は約 6800 世帯です。

人口が減少傾向ですが、世帯数は増加傾向にありますので、単身世帯化や核家族化が進んでいるとみられます。

(2) 高齢者の状況

① ひとり暮らし高齢者の状況

町の民生委員によるひとり暮らし高齢者調査では、70歳以上の高齢単身者世帯は758世帯になっています。

多くの方々が、日常生活において見回りや声かけが必要な状況がうかがえます。

【表 ひとり暮らし高齢者の状況】

対象者の性別	対象者の年齢						合計
	70歳～69歳	75歳～69歳	80歳～69歳	85歳～69歳	90歳以上	不明	
男	76	51	59	37	29	0	252
女	69	100	135	135	67	0	506
合計	145	151	194	172	96	0	758

※ 民生委員による実態調査 令和元年6月1日現在

② 要介護認定者

介護保険者数は、6,000人を超え、要介護認定者数もほぼ横ばいになっています。

また、認定率は、群馬県及び吾妻郡の数値を上回っています。

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
介護保険 被保険者 番号	被保険者数(人)	5,907	6,006	6,023	6,067	6,113
	要介護等認定者数(人)	1,075	1,063	1,036	1,086	1,082
認定率(%)	中之条町	18.2	17.7	17.2	17.9	17.7
	群馬県	17.0	17.2	17.0	17.0	17.0
	吾妻郡	17.7	17.9	17.8	17.4	17.5

③ 後期高齢者医療受診状況

被保険者は、3,000人を超え、横ばいになっています。

また、医療費は、経年的に増加傾向にあります。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
被保険者数(人) [受給者数]	3,382	3,402	3,415	3,428	3,457
1人当たり医療費 (円)	774,775	839,957	823,231	874,851	901,489

(3) 障がい者の状況

① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は年々増加傾向にあり、聴覚・平衡機能障害により手帳を取得している方が増えています。

(単位：人)

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
視覚障害	39	43	44	41	39
聴覚・平衡機能障害	125	146	160	167	175
音声・言語 ・そしゃく機能障害	11	10	10	10	12
肢体不自由	311	306	299	300	283
内部障害	250	253	264	279	285
合 計	736	758	777	797	794

資料：年度末実績値

② 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は170人前後で推移しています。

(単位：人)

年 度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
A (重度)	18歳未満	6	6	9	8	7
	18歳以上	36	36	36	37	38
B (中軽度)	18歳未満	14	12	16	17	16
	18歳以上	96	100	101	107	111
合 計		152	154	162	169	172

資料：年度末実績値

③ 精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

精神障害者保健福祉手帳交付数は、平成27年度に50人を超え、増加傾向にあります。

(単位：人)

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1 級	29	31	31	32	38
2 級	14	19	27	26	31
3 級	6	6	8	11	16
合 計	49	56	66	69	85

資料：年度末実績値

④ 難病疾患患者数の推移

小児慢性特定患者数は、おおむね横ばいになっています。

特定疾患患者数は、120人程度で、ほぼ横ばいになっています。

(単位：人)

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小児慢性特定疾患患者数	6	10	11	12	11
特定疾患患者数	118	121	125	120	117

資料：年度末実績値

(4) 子どもの状況

① 子どもの数の推移

小学生以下の子どもの数は、急激に減少しています。

(単位：人)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子どもの数	6-11 歳	749	732	725	698	660
	0-5 歳	601	565	541	515	485

資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

② 出生数の動向

出生数は、年度によりばらつきがありますが、減少傾向です。

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
出生数	81	86	81	62	89

資料：人口動態調査及び住民基本台帳

③ 合計特殊出生率の動向

合計特殊出生率は、平成29年に急激に低下しました。

(単位：%)

合計特殊出生率	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
中之条町	1.28	1.30	1.29	1.07
群馬県	1.44	1.49	1.48	1.47
国	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：人口動態調査

④ 婚姻と離婚の動向

婚姻率（人口千人当たりの婚姻数）をみると、平成29年に2.90です。これは、国の4.90、群馬県の4.40比べて大幅に低い値となっています。

一方、離婚率は、平成29年に1.29です。これは、国の1.70、群馬県の1.65に比べて低い値となっています。

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
婚姻率	3.30	3.00	2.70	2.90
離婚率	1.40	1.31	1.21	1.29

資料：人口動態調査

資料5 課題整理

課題1

福祉を担う世代の確保

- ・人口が、10年後には15,000人を下回り、減少傾向にあります。
- ・出生率の減少に伴い、子どもの数が減少しているため、子育て支援策が必要です。
- ・高齢化率の上昇にともない要介護認定率が増加し、負担が増加しています。
- ・同様に医療費の負担も増加しています。

課題2

様々な主体や分野の連携

- ・地域包括ケアの実現にむけ、医療と介護、地域と施設といった連携が必要です。
- ・例えば「障がいを持っている高齢者」に対する質の高いサービスの提供を考えた場合など、分野を横断するサービスの検討が必要です。
- ・福祉に関する事業、イベント、活動の主体は、行政だけではなく、生活支援協議体、ボランティア、民生委員・児童委員、区長、町民、事業者等の多様な主体による連携が必要です。

課題3

各種サービスにおける継続性の確保

- ・これまでと同様の日常生活を送れるよう、高齢者、障がい者、子どもなどの各分野における各種サービスの継続性を確保する必要があります。
- ・医療費や保険料を低減するため、疾病を未然に防ぐことを考え、自ら健康増進に努める必要があります。

課題 4

住民参加への意欲、機会の提供

- ・アンケートによると、地域福祉を進めていくうえで、行政と地域住民の関係は「協力すべきだ」が半数を超えていますが、ボランティア活動に参加していない方が約半数になっています。
- ・参加しない理由は、仕事等、様々な理由ありますが、参加する上で行政または社会福祉協議会に支援してほしいことは「情報提供」になっています。
- ・もし、手助けするのであれば「日頃の見守り・声掛け」「話し相手」が最も多くなっているため、このような事業を中心に地域福祉への参加を促すための情報発信を見直すことが必要と考えられます。
- ・ふるさとへの愛着を高め、そこに住み人を愛しむことによって、福祉事業への参加意欲を高める必要があります。
- ・総合学習、生涯学習、その他の事業等を活用し、福祉に対する啓発活動を行う必要があります。

課題 5

共助、互助にむけた取り組み

- ・身体障がい者が増加しているため、障がい者の自立に向けたサービスを継続的に実施する必要があります。
- ・就業の斡旋、相談等が求められています。
- ・アンケートによると、住みやすい地域になるためには「高齢者や障がい者支援（日常の見守り）」、「交通弱者支援（外出時の付き添い）」が必要と感じています。

課題 6

要支援者及び要配慮者に対する取り組み

- ・70歳以上のひとり暮らし高齢者が約760世帯あり、日常生活の安否確認や、災害時における避難誘導が必要です。
- ・アンケートによると、災害時に避難することができない人を「知らない」といっている人が約6割になっています。
- ・一方、災害時に避難するための支援が必要な人の手助けができる人は約4割になっています。
- ・よって、まずは地域において避難行動要支援者及び要配慮者を把握することが急務です。
- ・次にその方々の所在や搬送方法等の個人情報の取り扱いについて定めることが必要です。

中之条町地域福祉計画

中之条町地域福祉活動計画

令和2年3月

■中之条町

〒377-0494

群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091

電話：0279-75-2111 FAX：0279-75-6562

e-mail：info@town.nakanojo.gunma.jp

■社会福祉法人中之条町社会福祉協議会

〒377-0494

群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091

電話：0279-75-8839 FAX：0279-75-5190

e-mail：info@nakanojo-shakyo.jp

